

第 2 章

最も基本的な「人造り」事業

— 技術研修員受入 —



汗を流し、厳しい訓練にはげむ北京消防訓練センターの研修員

知識や技術を伝える

■ 国造りに貢献している研修員たち

技術研修員受入事業は、開発途上国・地域の中核となる行政官、技術者、研究者に、それぞれの国で必要とされている知識や技術を伝えるもので、JICAでは、最も基本的な「人造り」事業のひとつとして位置づけられています。

1954年に事業が開始されて以来、規模が拡大されただけでなく、内容も多様化してきました。2001年度には、151の国から来日した7961人に対して研修を行いました。また、日本だけでなく、国外でも研修プログラムを開設し、1万1215人が研修に参加しました。

わが国の技術研修を受けた研修員のなかには、国の指導者になった人や、第一線の研究者、行政官として活躍している人、首都から離れた農村で技術の普及に努めている人など、さまざまな形で国造りに貢献しています。また、帰国した77カ国の研修員が同窓会を結成して、日本との友好関係の強化に努めています。

■ 研修の方法と特徴

技術研修員受入事業は、他の事業に比べて、より機動的で直接的な援助が可能なことから、民主化支援や国の復興といった緊急課題に対して、すみやかに取り組みを開始することができます。

国内で実施する研修の特徴、利点としては、以下のことがあげられます。

研修員の母国で実現されていない新しい技術・考え方が、実際に適用されている現場を見ることができる。

日本の経験を世界に伝えることができる。

同じ課題に取り組む他の国からの研修員と意見交換をして考えを深めることができる。

また、地球規模の課題*について、研修員とともに解決方法を考えるという経験を通じて、研修に係した講師など、日本側も知識を広げる機会が得られます。

1999年度からは、従来の研修に加えて、留学生の受入れを開始しました。これは、将来の国の開発を担う開発途上国の若手行政官、研究者、実務家などを対象に、日本の大学などで学位（修士、博士）を取得できるようにするものです。

日本国内での研修のほかにも、日本の技術協力で育成された開発途上国の機関が、自国または周辺国の人を対象に実施する研修（在外研修）があります。この形の研修には、技術水準や社会状況が近い国同士でノウハウを学ぶことができるなどのメリットがあります。

きめ細かな協力を進めるために

■ 国内での連携強化、市民参加

開発途上国の課題やニーズが多様化していくなか、よりきめ細かな協力を進めていくためには、研

修協力のリソースも、東京などの都市部だけでなく、地方自治体など国内に幅広く求めていく必要があります。

そのために、地域の経験や技術を開発途上国の開発に生かす研修の開拓（水俣市との連携により2000年から実施している「地方自治体による環境再生・保全行政（水俣病の経験と教訓）」コースなど）や、地域提案型研修員の受け入れ（2001年度全国各地で77人）を行っています。

一方で、研修員受入は、その受入現場が国内各地にあります。そこで、「顔の見える協力」として、研修員と国内の地域住民とのさまざまな交流活動、研修コースへの日本人の参加、研修員の学校訪問などを通じて、地域の国際交流・国際協力の活性化に貢献しています。

また、長期の研修員として受け入れている留学生は、年間約300人程度（2001年度）滞在しています。各地方センターでは、こうしたJICA関係留学生を対象としたセミナーを、年1回開催しています。セミナーでは、地域住民や大学生が参加するシンポジウムや、日本人家庭へのホームステイを実施しており、地域の国際交流、国際協力の活性化の一端をになっています。

■ 国別アプローチの強化

1. 国別・地域別特設研修

開発途上国のある特定の国、または、共通の課題を抱える一定地域内の国々では、そうした課題に沿った援助が必要です。そこで、研修員受入事業では、国別・地域別特設研修コースを拡充して、

Front Line 地域社会に根ざした北海道国際センター 帯広 地域の国際化を多彩な交流で支援

研修員受入

◆ 地域住民参加型の新たなモデル

北海道国際センター（帯広）は、地域住民参加型の新たな国際センターのモデルとして注目されています。

JICAには、国際センターが全国13カ所に設置されており、その主要な事業は、開発途上国からの技術研修員の受け入れです。ここ帯広のセンターでは20の研修コースを運営しており、年間約200人の開発途上国の研究者や技術者が、帯広市、帯広畜産大学をはじめ、多くの団体や市民の支援を得て畑作、畜産、酪農、それに北海道の開拓や開発の経験に基づく地域開発、環境保全などの技術を学んでいます。

◆ 市民との多彩な交流

研修員が帯広に来ると、まず市長へのあいさつの機会が設けられ、その模様が地元の新聞やテレビで報道されます。そして、研修に備えたオリエンテーションと日本語の短期講習の後、研

修員が十勝での生活に始めるように、ボランティアの一般家庭で1泊2日のホームステイが行われます。ホームステイ先になった家庭では、その後も休日に買い物や郊外への観光、昼食などに研修員を誘ってくれます。さらに、地域の地方自治体や団体では、春の植樹祭、夏祭り、パークゴルフ大会、冬の氷祭りなどに研修員を招待し、国際親善交流を深めるとともに、地域の文化も学んでもらっています。

また、研修員は地域の小中学校を訪問し、国際理解のための授業や行事に参加し、地域の国際化に貢献しています。2002年4月からは、地元のFMラジオで、研修員など十勝在住の外国人へのインタビュー番組が始まり、月曜から金曜までの毎朝5分間、さまざまな国の生活や文化の話がラジオから聴こえてきます。



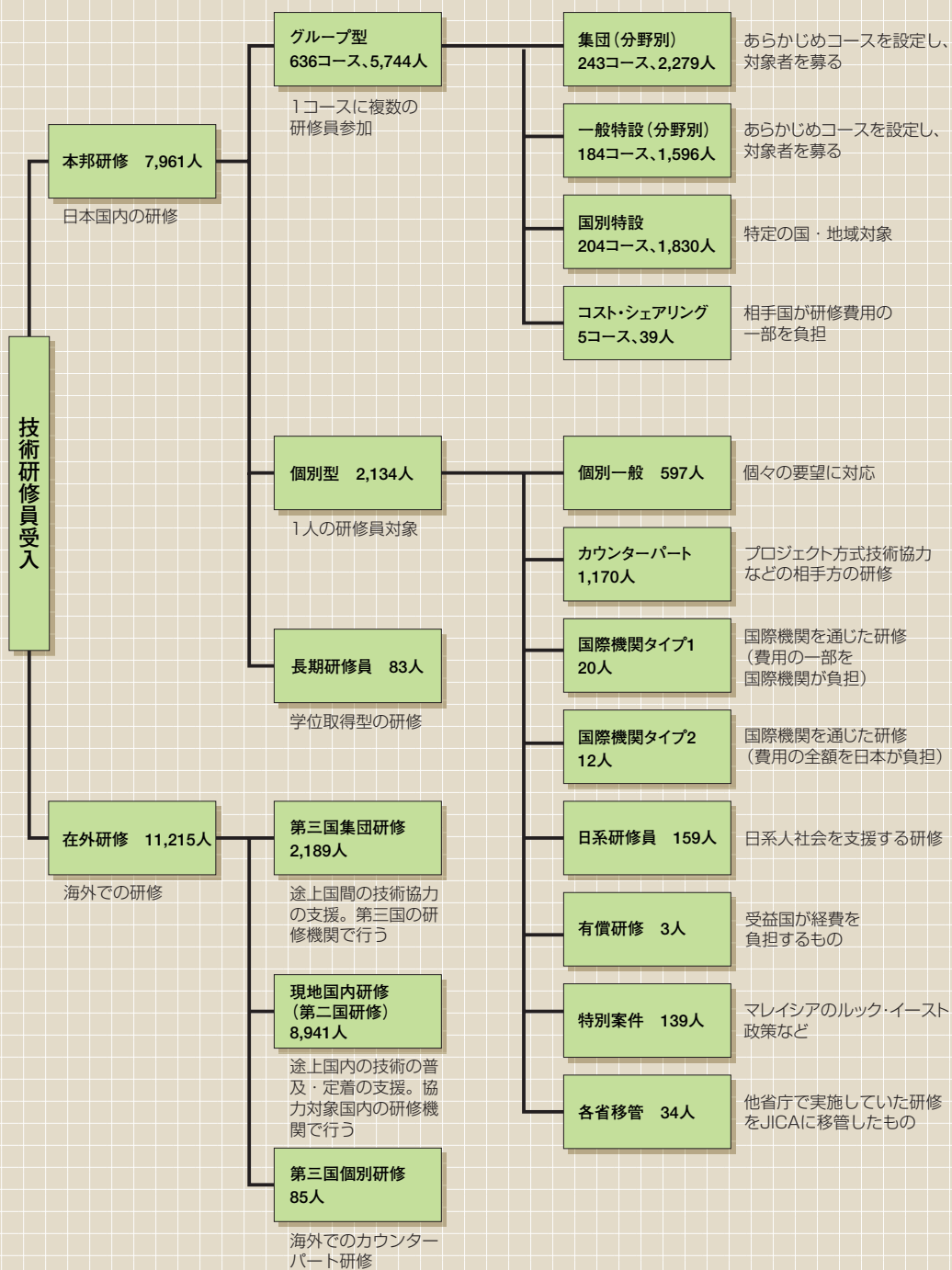
高校生との料理交流

開発途上国の情報や開発教育の参考書などがあるセンターの図書資料室には、学校の先生や学生が訪れ、センターのレストランにもバイキングやエスニックフードを目当てに地域の人々が訪れます。

こうした交流や活動を通じて、開発途上国でのボランティア活動に関心をもつ人が増えています。

（北海道国際センター／帯広）

図表3-2 技術研修員受入の形態と2001年度新規受入実績



それぞれの国ごとの開発課題にきめ細かく対応しています。

国別・地域別特設研修コースの例としては、次のようなものがあります。

日中間のさらなる経済交流の礎に
——中国「租税条約」

日中間の経済交流の状況を輸出入総額でみると、2001年は約900億ドルでしたが、2002年は、中国のWTO(世界貿易機関)加盟により、5000品目以上の輸入関税引き下げが実現することが期待され、1000億ドルを超えて伸びていく可能性もあります。また、直接投資および人的交流についても、日本の家電、自動車部品メーカーなどが中国に製造拠点を移すこともあって、今後急激に加速することが予測

されます。このような状況下で、日中間の二重課税や脱税回避防止など、国際課税の調整は早急に対処すべき課題です。

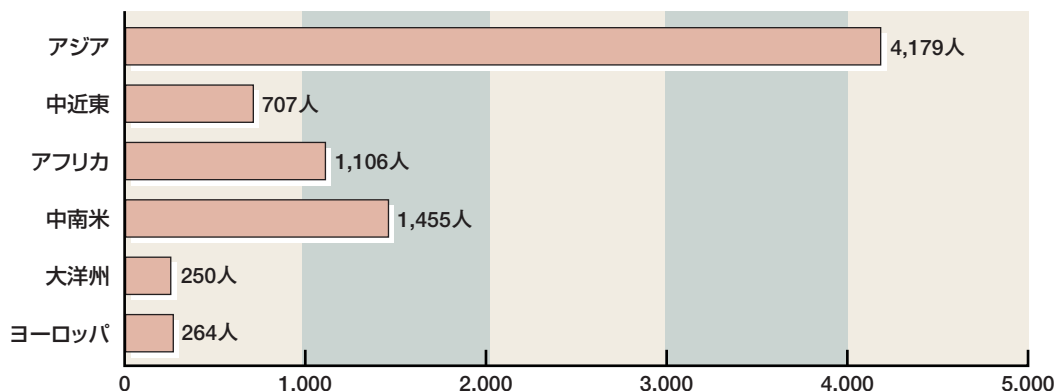
国別特設研修「租税条約」は、中国において租税条約関連の業務を担当している行政官を対象としています。主として日中租税条約、およびOECD(経済協力開発機構)モデル条約に関する研修を実施することにより、中国の適切かつ早急な税務執行体制作りにも資することを目的としています。

近代化に伴う社会問題に対して

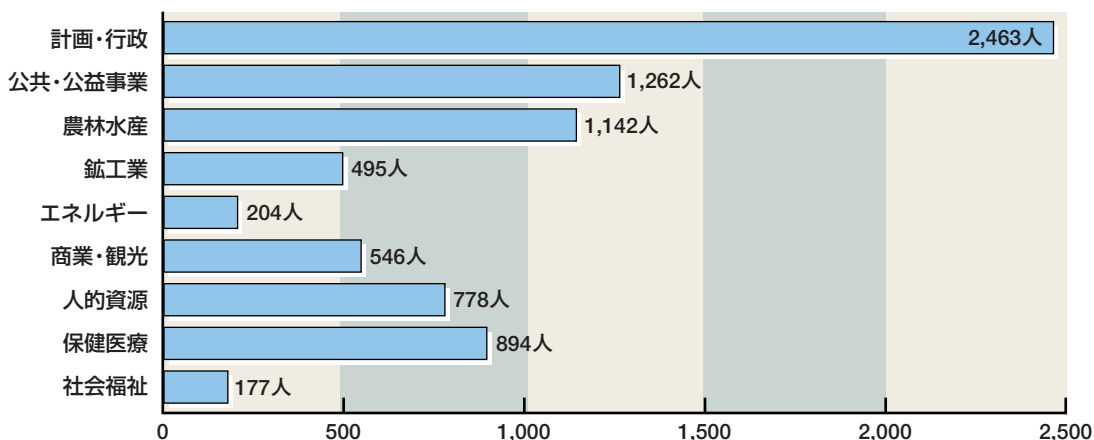
——ケニア「非行少年処遇制度」

ケニアでは、急速な近代化に伴い、都市と農村の所得格差の増大、伝統的な家族制度の弱体化、都市への人口集中によるスラム化などが進行していま

図表3-3 地域別にみた技術研修員 (2001年度本邦研修)



図表3-4 分野別にみた技術研修員 (2001年度本邦研修)



す。その結果、コミュニティや家族による児童の保護機能が低下し、怠学や薬物の使用、ひいては犯罪に手を染める少年たちが増加し、大きな社会問題となっています。特に、疲弊した農村から都市部に移動し、ストリートチルドレンとなった少年は数万人にもものぼるといわれています。

このような状況に対し、JICAは、法務省、国際連合アジア極東犯罪防止研修所の協力を得て、1997年度より短期専門家を派遣し、非行少年の施設内処遇(更生施設における処遇方法・制度の充実など)および社会内処遇(児童専門官・児童保護司制度の整備および処遇基準の整備など)の制度構築に向けた協力を行っています。また、専門家の提起した課題に対してより実効的な協力を行うため、2000

年度からは、非行少年の処遇制度に焦点を当てた国別特設研修を実施しています。

この研修は、ケニアの非行少年保護制度に応用することを念頭に置きながら、日本の非行少年処遇の実務を学び、具体的に行動計画を策定することを目標にしています。また、派遣専門家がケニアの実情に合わせて作成した、社会内処遇関係の全国基準、児童専門官のための実務マニュアルを研修に活用し、よりいっそう効果的な研修をめざしています。

2. 在外研修(第三国研修および現地国内研修)

現在、世界各地で開発途上国間の協力が積極的に進められており、このような協力は「南南協力」と呼ばれています。JICAは、1975年から、この南

Front Line スエズ運河大学によるアフリカ諸国向け感染症対策研修

エジプト

日本、エジプト、アフリカ諸国による相互支援

第三国研修

◆日本・エジプトの三角協力

エジプトは、アフリカ・中近東のちょうど中間に位置し、政治的にも文化的にも、同地域で大きな役割をになっています。技術協力に関しても、同地域における十分な実績と経験を有しており、日本がイニシアティブを取っているアフリカ開発会議(TICAD)の主旨にも賛同しています。

スエズ運河大学によるアフリカ諸国向け感染症対策研修は、エジプトが主体となって、アフリカ・中近東の両地域を対象に実施している技術協力ですが、実施にあたっては日本からの資金的、技術的支援を得ています。これは日本・エジプト三角協力という方式で、こうした協力形態により、1985年の開始以来、エジプトでの集団研修コース(2001年までの実績は、アフリカ諸国向け10コース、パレスチナ向け3コース)、同地域へのエジプト人専門家(2001年までの実績は、アフリカ諸国向け17人、中近東諸国向け1人)の短期派遣、個人研修コースなどを実施しています。

◆感染症の診断法と研究手法を紹介

この研修は、日本・エジプト三角協力の一環として、第1期を1996年から3年間実施し、現在第2期目の協力を1999年から2003年までの予定で実施しており、2001年までにアフリカの22カ国から69人の研修員を招へいしています。スエズ運河大学は、喧噪のカイロから車で約2時間半、スエズ運河に近いイスマレーヤという落ち着いた街に位置しており、研修内容とともに、恵まれた環境や設備についても研修員から高い評価を得ています。

研修内容は、おもに、①感染症に関する病理学一般的知識、②感染症診察のための研究室運営・管理手法、③感染症の診察・診断テストと分析の基準、④ウイルス、伝染病の診断に関係する細胞生物学の情報、などに関する



スエズ運河大学における研修

もので、講義、実習の双方で研修が実施されています。

アフリカ諸国では、エイズ、マラリアなどの感染症で多くの尊い命が失われています。この研修により、これら感染症の適確で迅速な診断法と研究手法を、アフリカ諸国の医師と研究者に紹介することで、少しでも状況の改善に貢献したいと考えています。

(エジプト事務所)

南協力への取り組みを始めています。その協力形態の一つが在外研修です。これは、日本の技術協力で育成された開発途上国の機関や人材が、自国の人々、または周辺の開発途上国の人々を対象に、それらの国において研修を行うものです。自国の人々に対して行うものを「現地国内研修*」、周辺国の人々を対象に行うものを「第三国研修*」と呼んでいます。

この協力形態には、次のような特徴・メリットがあります。

技術によっては、参加研修員の技術レベルにより即した技術移転を行うことができる。

言語、文化、気候が似通った環境で研修を行うことができる。

研修実施コストが日本に比べると安価であり、より多くの人々に対して研修を行うことができる。

研修実施国の自助努力を促進する。

第三国研修の例としては、次のようなものがあります。

■大陸間を越えてつながる研修

——ブラジル「公衆衛生コース」

ブラジルは、中南米地域における日本の技術

協力の最大の受け取り国であるとともに、自らも他の開発途上国に対する南南協力を積極的に実施してきています。2001年度は、ブラジルを主体に、日本の協力の成果を周辺国に波及させる第三国研修を、13件実施しました。

そのうち「公衆衛生コース」と「キャッサバ総合開発コース」は、2000年3月に締結された日本ブラジル・パートナーシップ・プログラム*の最初の案件です。アフリカのポルトガル語圏諸国5カ国(アンゴラ、カーボ・ヴェルデ、ギニア・ビサオ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ)を対象に行われました。

この研修は、アフリカのポルトガル語圏諸国への協力を外交政策上重視しているブラジルと、言葉の問題などで、これらの国に対する専門家の派遣に制約がある日本の関心が合致して実現したものです。

公衆衛生コースでは、中南米において公衆衛生分野の最先端を行くオズワルド・クルス財団を実施機関とし、15人の研修員が遠隔地における公衆衛生教育手法について学びました。研修員からは、ポルトガル語の参考文献が豊富に入手できる環境のもとに研修が行われたことで、高く評価されました。



ブラジルSENAI(全国工業訓練機関)における第三国研修

未来をになう人材を育成

— 青年招へい —



徳島で小学校を訪問したタイ教員グループ

拡大してきた招へい事業

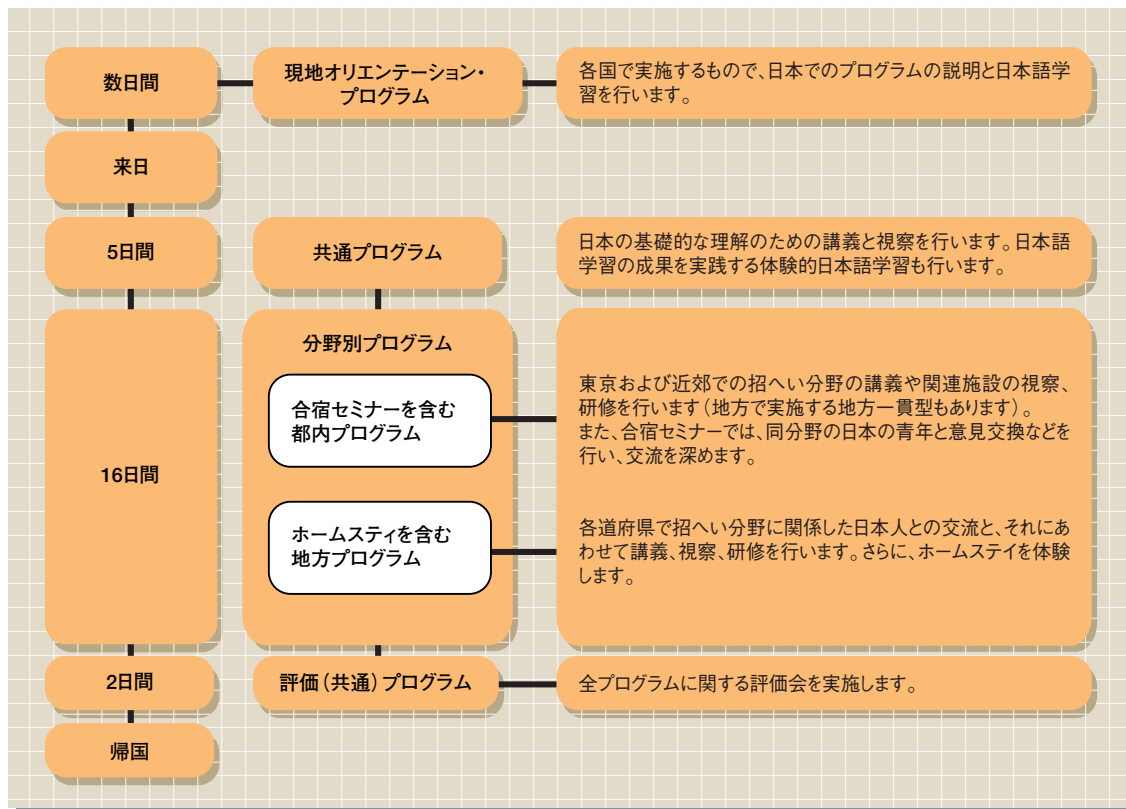
青年招へい事業は、人材育成支援の一環として、開発途上国の将来の国造りをになう青年たちを日本に招き、専門分野についての研修や、日本人との交流を行う事業です。

招へいする青年は、日本に滞在する間、同じ分野の職業に就く日本の青年たちとの合宿や、一般家庭

でのホームステイ、日本各地でのさまざまな交流事業に参加します。青年招へい事業は、これらの活動を通じて、開発途上国の人材を育成するとともに、お互いの理解と信頼を深め、友情を築くことを目的としています。

1984年に事業を開始して以来、アジア、大洋州、アフリカ、中南米、中央アジア諸国、サウディ・ア

図表3-5 青年招へいプログラムの構成



ラビア、そしてコーカサス諸国と、招へい対象国と人数を順次拡大し、現在では、年間約1700人の青年が、約120カ国の国々から参加するようになりました。事業開始以来の受け入れ総数は2万3000人以上にのぼっています。

また、この事業は、全国の国際交流団体、青少年育成団体、中央省庁および地方自治体の協力によって実施され、そのほかにも多くの日本人ボランティアがかかわっています。

招へい期間は、一部のグループを除き、2002年度より約3週間となっています。グループは、教育、経済、地域開発、行政、農林水産業、社会福祉などの専門分野に分かれ、国ごとに編成する場合と、複数の国で編成する場合があります。標準的なプログラムの内容は、図表3-5のような構成です。参加の条件は、年齢が原則として18歳から35歳までで、

分野に合致した業務についていること、来日経験のないことです。

国際化、国際交流に貢献

国際交流を通じた人造り

青年招へい事業は、専門分野の知識の習得のみならず、文化、歴史なども含めたより広い範囲で、日本と日本人を理解することにもめざしています。このため、研修と交流が両立するようプログラムを工夫していることが、この事業の大きな特徴です。

日本人ボランティアが街を案内しながら実用的な日本語を教える「体験的日本語学習」や、日本の青年と寝食をともにしながらディスカッション、交流会を行う「合宿セミナー」、このほかにも、視察先の職員との意見交換などを行い、招へいした青年

Close Up

東チモールからの青年招へい

期待される 未来のリーダーたち

東チモールは、1999年に住民の直接投票により、インドネシアから独立することを決定しました。その後、国際機関をはじめ各国が、独立のための治安維持支援、社会・経済基盤整備、人材育成などの協力を行っています。日本も技術研修員の受入れ、国際機関への資金の拠出、開発のための調査を行うとともに、2001年度には青年招へい事業で15人の東チモール青年を受け入れました。

東チモールでは、中央行政も含め、各地域の行政体制が未整備であり、各地域のリーダーが求められていることから、対象者を「青年指導者」として、各地域にある青年センターから将来のリーダーと期待される代表者を招へいしました。

彼らは同地域の言語であるティグン語を話し、全員カラフルなスカーフを首に巻き、とても友好的な青年達でした。ちょうど外務省の招へいで来日していたシャナナ・グスマン・チモール抵抗民族評議会（CNRT）議長（2002年5月に同国大統領に就任）と共にレセプションを行い、多くのわが国関係者から歓迎を受けました。



沖縄の伝統文化に興じる東チモールの青年たち

青年招へいプログラムでは、東京と沖縄を中心にわが国青年との意見交換、日本家庭でのホームステイを体験しました。日本人青年との討論の場である合宿セミナーには、東チモール支援を行っているNGOスタッフ、青年海外協力隊OB/OGなどが参加し、両国の青年が抱える問題、教育問題、東チモールへの援助のことを中心に討論を行いました。

2002年5月に独立した東チモールで、これから彼らが果たす役割は大きく、「自分たちの力で、これからより良い国を築いていきたい」という思いが、その発言にあふれていました。

からも高い評価を得ています。また、地方でのプログラムの中にはホームステイがあり、彼らにとって、日本の一般家庭を体験できる貴重な機会になっています。

■地域の国際化にも貢献

青年招へい事業は、2001年度は47都道府県で実施しました。また、今まで招へいした青年と何らかの関わりをもった日本人は、約30万人にのぼると考えられます。招へい青年は、地方での研修・交流を通じて日本の全体像を理解するとともに、その地域ならではの文化や歴史に触れます。これらの活動を通じて、招へい青年のみならず、参加する日本人たち

も国際協力や国際交流を体験し、開発教育の促進や地域の国際化に貢献しています。

国際協力の分野で「地域との連携、国民参加」が求められている今日、青年招へい事業は先駆的な事業と位置づけられています。

■事業の実績と今後の展望

青年招へい事業の受入人数は、1984年度の開始以来年々増加してきており、2001年度は、113カ国・地域から1749人の青年を招へいしています。2001年度には、中央アジア青年の招へい人数を25人から50人に拡大し、また、東チモールから初めて単独グループで15人の青年を受け入れました。

Front Line

市民団体の協力による青年招へい

二本松

モンゴルへの関心を高める市民の会

青年招へい

◆にほんまつ 地球市民の会

二本松青年海外協力隊訓練所では、1997年度に青年招へい事業を開始し、これまでにインドネシア、モンゴル、サウディ・アラビアなどの国々から毎年青年たちを受入れてきています。これら青年たちの招へいには、訓練所設立と同時に発足した、自営業者、地方公務員、主婦、学生など市民各層からなる「にほんまつ地球市民の会」から大きな協力を得ております。最近、会員の間ではモンゴルに対する関心が大変高まっています。

1999年には、モンゴルの青年たちがホームステイした家族の人々が、ツアーでモンゴルを訪問し、青年たちとの再会を果たしてきました。青年たちのなかには、訪問団に会うため、2日ばかりで首都ウランバートルまで出てきた人もいたそうです。

◆モンゴルの 地方行政官を受入れ

2002年2月に受入れたモンゴル各

地の地方行政官10人についても、この市民の会から、市民との交流や県内の案内、説明などさまざまな協力を受けています。

こうした協力により、二本松市役所を訪問したときには、モンゴルの青年一行は、光ファイバーで市の行政機能を結ぶ情報ネットワークや、市職員の仕事ぶりに感心していました。

また、観光開発の目玉として同市の岳（たけ）温泉に建国されたニコニコ共和国訪問では、共和国大統領から建国のいきさつや地域振興への貢献などの説明を受け、なかでも地域通貨のコスモや独自のパスポートに強い興味を示し、活用方法などを熱心に質問していました。モンゴルでは、伝統的に治療用として使われていた温泉が、近年日本からの観光客の増加にともない、草原露天風呂の建設など観光を重視した地域開発にも活用されていることから、一行は、温泉街を歩いたり、浴場



モンゴルの人々との交流会

を見学したり精力的に新知識の吸収に努めていました。

◆訓練所との活発な交流

このほか、市民の会ではたびたび訓練所を訪問し、モンゴルへ派遣予定の青年海外協力隊員候補生に、ネイティブ語学講師がモンゴル語を教えている教室を訪問したり、隊員候補生や講師とモンゴル語で交歓するなど、訓練所ならではの交流を深めています。

(二本松青年海外協力隊訓練所)

韓国が援助対象国から卒業したことにより、2001年度に招へいは終了しました。韓国からは、15年間で1472人の青年を招へいし、数多くの親日家を育て、これからの継続的な交流が期待されます。

2001年度には、今後の青年招へい事業の方向性を検討する委員会を開催し、事業の民活化、事後交流の評価、地域の特性を生かしたプログラムの推進、拠点交流の推進、ターゲットの明確化などの提言がなされました。また、これまでのホストファミリー1000家族に、この事業に関するアンケートを実施し、大多数の好意的な回答を得るとともに、いくつかの改善点の要望を受けました。

1998年に設立された協力団体の連合体である「21世紀のための友情計画」活動協力協議会(CAC for 21)は、民活をになう団体として、今後、さらに地方の団体の参加を推進し、プログラム改善案の提言、招へい青年との再交流の窓口などになることが期待されています。

■ 同窓会の活動、再交流の広がり

ASEAN各国では、この事業に参加した青年が同

窓会を設立し、日本との交流や、参加者同士の交流などの活発な活動を展開しています。

2002年、ASEAN同窓会の連絡会がフィリピンで開催され、JICAおよび協力団体代表者も参加し、各同窓会の活動事例の発表、現地オリエンテーションに果たす役割、青年招へい参加者リスト作成、独立性の確保などについて熱心な話し合いがなされました。

ラオス、ミャンマーも同窓会設立の準備を進めており、ラオスは、2002年度中に同窓会を設立する計画です。

また、青年招へい参加者が、帰国後、国会議員、地方議会議員、大学教授、政府高官、民間企業幹部などになっている例もみられます。

2002年3月には、インドネシアから国会議員6人を含む8人の元青年招へい参加者が来日し、ホストファミリーなどとの再会を果たしました。

このように、青年招へい事業は、各国と日本の地域をつなぎ、拠点交流を推進し、国民が中心となる国際交流、国際協力に発展していく可能性を持っています。



ASEAN帰国青年同窓会交流連絡会(第15回 AJAFA-21総会開会式にて)

技術協力専門家派遣と 技術協力プロジェクト



行政の支援を受けて、地元農産物を材料としたお菓子作り事業を始めた女性グループ

技術協力専門家派遣

■ 人造り協力の重要な柱

技術協力専門家派遣は、専門家を開発途上国に派遣し、その国の経済、社会開発の中心となる行政官や技術者に、実情に即した技術を移転したり、提言を行い、人造り、組織・制度づくりに貢献するもので、技術研修員受入とともに開発途上国における人造り協力の重要な柱としての役割をになっています。また、相手国の技術レベルの向上を進めることにより、最終的にはその国の経済・社会開発のソフト面の基盤の整備に貢献します。同時に、専門家が開発途上国の人々と直接触れ合うことで、相互の友好と親善にも役立つという点でも、国際協力として大きな意義があります。

■ 専門家派遣による協力の特徴

専門家派遣による協力の大きな特徴は、まず現場で協力活動が実施されることです。このため、相手国の実情に応じたきめの細かい協力が可能です。

2つ目の特徴は、ほとんどの開発途上地域の国々に対し、技術指導から相手国の制度、政策の助言に至るまで、きわめて多岐にわたる分野の専門家を派遣していることです。特に相手国政府の中枢部分で日本人専門家が政策アドバイザーとして活躍することで、日本の「顔の見える」協力を効果的、効率的に実施することができます。市場経済化移行、経済構造改革、ポスト・コンフリクト（紛争後）、災害復興など、国際社会の変化によって生まれる新

たな援助ニーズや新しい援助対象国に対して、機動的かつ迅速に対応できるのも専門家派遣による協力の大きな特徴です。

特に近年、JICAでは、相手国側の開発課題を十分踏まえることにより、国別・課題別アプローチの視点から、計画から実施まで一貫した計画管理により、機動的な協力を行う体制の整備・拡充を行っています。このため、専門家派遣についても単に相手国の要請を個々に検討するのではなく、より総合的な視点でどのような協力形態での投入が最も適切かという検討を十分重ねたうえで、派遣計画を策定しています。

■ 専門家派遣の内容

開発途上国が抱える諸課題に対し、効果的、効率的に事業を実施するため、JICAはさまざまな形態で専門家を派遣しており、おもに次の2つに分類することができます。

専門家の派遣、研修員受入（在外技術研修を含む）、機材供与などの協力形態を有機的に組み合わせたもの（プロジェクト型）。

協力形態の組み合わせによらず、開発途上国からの個々の要請に応じて単独で専門家を派遣するもの（個別型）。

また、ニーズに即した適正な技術の移転と南南協力*支援を目的として、開発途上国の人材を専門家として、他の開発途上国へ派遣する第三国専門家*派遣がありますが、日本が実施するプロジェクトの

協力の補完や、協力を実施した相手国がさらに他の開発途上国に技術を普及させる場合にも、活用されています。

専門家派遣の動き

■ 国民参加の推進と民間との連携強化

近年の協力ニーズの多様化にともなって、専門家を開発途上国に派遣する際、関係省庁のみならず地方自治体や民間など、幅広い層から協力を得ることが重要になっています。また、国際協力に幅広い国民の参加を得ることで、日本に対する国際社会の信頼を高めると同時に、日本の社会自体の活力の増進にも寄与することができます。

こうした状況を踏まえ、1999年度に発足した「開発パートナー事業^{*}」は、日本国内のNGOなどの団体に、きめ細かい対応が必要な社会開発分野のプロジェクトを委託するもので、今ではJICAが実施するNGOなどの団体との連携事業として定着しつつあります。また、2000年度からは比較的小規模なNGOについても連携協力が可能になるよう「小規模開発パートナー事業」を創設するなど、昨今、JICAは積極的にNGOなどとの連携に努めています。

地方提案型の国際協力についても、市町村レベルを含め地方自治体などに国際協力に参画したいという要望がある場合、協力が可能な分野の専門家をJICAベースで地方自治体から開発途上国に派遣しています。これは、地方自治体が協力可能とする案件を相手国に提案するもので、2001年度はペルーに岩手県から「鑄造技術」、サモアに長野県から「看護教育」などの専門家を派遣し、地方自治体の活性化の一助にもなっています。

こうしたNGOや地方自治体などとの連携事業は、広く一般の人々との協力と参加を得て、今後もいっそう推進していく必要から、2002年度からは、より弾力的かつ積極的に実施できるように、国民参加協力推進事業として、従来の国際約束によらない新

たな枠組みで実施していくことになりました。

1997年度から実施している専門家の公募についても、毎年優秀な人々が選ばれて開発途上国で活躍しているほか、専門家希望者の登録制度の充実を行うなど、JICAはさまざまな形で国際協力への国民の参加を推進し、より多くの人々の経験や知見を開発途上国の社会経済開発に役立てるよう努めています。

また、多様化するニーズに対応していくため、JICAは民間人材の活用を積極的に進めるように、2001年度には派遣専門家に対する技術費の適用を拡大し、民間機関の人材に蓄積された高度な技術の積極的な活用をはかりました。2002年度からは、これをさらに拡充し、民間人材を活用する場合には、業務内容に応じた対価を支払う制度を整備するなど、民間との連携も強化し、今後もいっそう援助の裾野を広げ、事業の拡充に努めていく予定です。

■ 新たなニーズへの対応

1. 経済政策支援・グッドガバナンス支援の強化

日本が実施する協力のなかでは、財政・金融政策や法整備支援などのソフト面に対するニーズも高く、JICAでは、グッドガバナンス^{*}（良い統治）支援強化の観点からも、政策立案を直接担当する相手国政府の中枢機関に政策アドバイザーを派遣し、さまざまな分野での制度の確立や政策立案についての支援も積極的に行っています。

具体的には、インドシナ、中央アジア諸国、東欧などで市場経済化のための制度や政策立案が急務となっていることを踏まえ、ジョルダンやブルガリアに産業政策についての協力を実施したほか、ヴェトナムやカンボディアでは、司法制度の確立を進めることを目的として、法整備分野で協力を実施しています。特にヴェトナムでは、1996年度からの協力が相手国政府に大変好評であったことから、1999年度よりフェーズ2の協力を実施しており、法案起草のための協力に取り組んでいます。また、ラオスでも、市場経済化のための経済政策支援につい

て、協力を実施しています。

市場経済化移行国以外の国々についても、インドネシアにマクロ経済モデル分析、資本市場育成、中小企業振興、フィリピンに証券市場監視制度などの専門家を派遣し、財政・金融分野に対し協力を行うなど、これまで同様、制度確立や政策立案支援に積極的に取り組みました。このほか、地方行政、司法、警察行政などの分野でも積極的な協力を実施しています。

2. 復興開発支援

激しい騒乱の末、UNTAET（国連東チモール暫定行政機構）による統治を経て、2002年5月に独立を遂げた東チモールについても、国家運営の土台づくりを支援する観点から、日本は「国造りをにんう人材育成・制度づくり」「安定した食糧供給のための農業・農村開発」「生活の基礎となるインフラ*施設の整備・維持管理」を重点において支援を行ってきました。今後も東チモールのキャパシティ・ビルディング*のために、これらの分野を中心に引き続き支援していく予定です。

また、2001年12月に暫定政権を発足させたアフガニスタンについても、支援を本格化しています。

3. 南南協力

比較的発展した開発途上国が他の開発途上国に協力する、いわゆる南南協力に対する支援として、第三国の優れた人材を専門家として活用する第三国専門家*の派遣があります。近年では、この制度の定着にとともに、第三国専門家の受入国のみならず、派遣国からも、この協力形態による南南協力に対する強い関心が示されています。

この事業は、自然環境や言語、技術レベルや文化が類似した国から専門家を派遣することにより、より受入国に合った技術をスムーズに移転することができる一方、派遣される専門家には、指導することを通じて、さらに向上しようとする意欲が生まれ、双方にメリットがあります。このため、関係国では高い評価を得ており、2001年度は受入れ要請、専門

家の派遣希望とともに非常に多くの希望が寄せられ、中南米地域を中心に133人の専門家を派遣しました。

プロジェクト型の協力

■「技術協力プロジェクト」とは

JICAは、開発途上国の社会・経済開発に必要な人材の育成、技術の開発、技術の普及などを支援するとともに、開発に必要な制度を整備し、実施を担当する組織の能力を強化することを事業の目的としてきました。これを実現するために、専門家派遣、研修員受入、機材供与などを有機的に組み合わせ、計画の立案から実施、評価までを一貫して実施する「プロジェクト方式技術協力」を技術協力の中核的な事業形態として位置づけてきました。プロジェクト方式技術協力は、協力期間が通常5年間実施され、また総投入額も数億円と比較的規模の大きい事業であることから、実施には事前の準備期間が必要であるとともに、その数にも一定の限りがあります。

一方、近年、開発途上国のニーズは従来に増して多様化、高度化し、求められる開発の速度にも拍車がかかっているのが現状です。こうした国々からの要請により的確かつ迅速に応えようとするとともに、限られた資源を活用して、いかに成果重視の事業を推進していくかは重要な課題です。このため、JICAではプロジェクト方式技術協力の概念を基本に、類似の技術協力事業（専門家チーム派遣、研究協力*、アフターケア*など）を統合して、より幅広く、柔軟にプロジェクトを展開できるよう、「技術協力プロジェクト」という考え方を2002年度から導入することにしました。

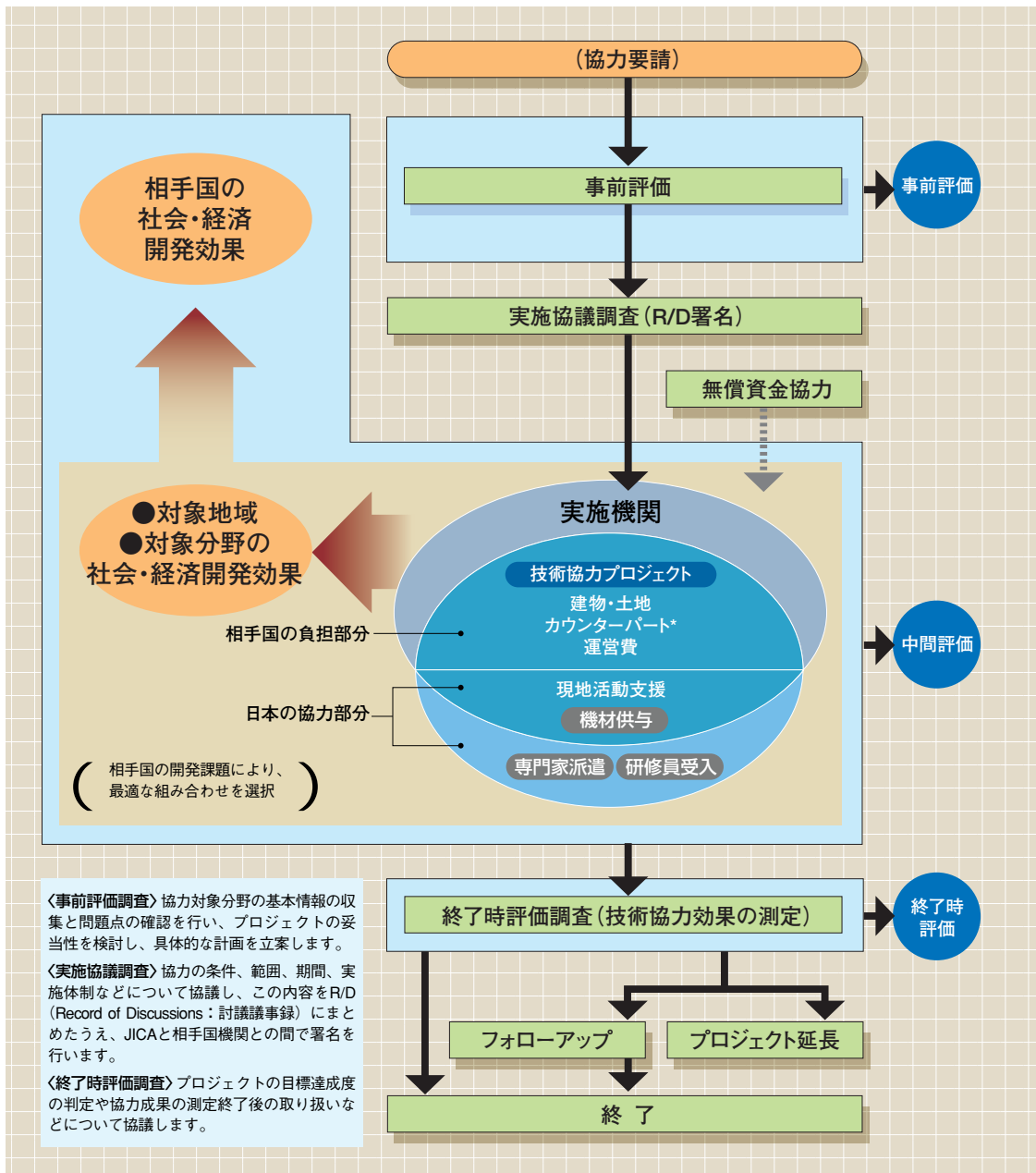
技術協力プロジェクトとは、「一定の成果を一定の期限内に達成することを目的として、その成果と投入・活動の関係を論理的に整理した協力事業」であり、あらかじめ相手国と合意した計画に基づいて、一体的に実施・運営されます。この定義に合致するものはすべて技術協力プロジェクトとして分類され

ることになります。その結果、技術協力プロジェクトを構成する要素(専門家、研修員、機材など)とその組み合わせは、事業の目標と内容に応じて最適なものを選択することができ、広範なニーズに効率的に対応していくことができます。

■オーナーシップを尊重する

技術協力プロジェクトは、相手国関係者と日本の関係者との共同作業により実施します。事業の主体(オーナー)はあくまで相手国であり、日本は、パートナーとして協力する立場にあります。したがって、相手国関係者のプロジェクトに対するオーナー

図表3-6 技術協力プロジェクトの流れ



シップ*意識を高める努力が必要となります。そのため、多くの技術協力プロジェクトでは、計画の立案と運営管理・評価に、「参加型開発*」の手法を取り入れています。

また、プロジェクトの運営に必要な経費を相手国が十分に確保することが困難な場合に、試験・研究設備や圃場（田畑）などの工事費、研究に必要な経費など（ローカルコスト*）を日本側が負担することもあります。しかし、プロジェクトの主体は相手国側にあるべきであり、日本の協力は、相手国の自助努力を支援するためのものなので、まず、相手国の財政負担を要求することが不可欠です。また、協力終了後は、相手国自身で事業を継続していくことを前提とするので、協力終了後の相手国実施機関の財政負担能力を予測したうえで、プロジェクトの規模、実施計画を策定することが必要です。

さらに、効果的な技術協力を行うためには、日本の技術や経験をそのまま移転するのではなく、お互いの文化や社会についての理解を深めるとともに、現地に適合した技術や制度に改良することが必要です。日本の技術や知識、経験はあくまで触媒ととらえ、開発途上国にすでに存在する人材、組織、社会の潜在能力を刺激し、強化していくことが技術協力の基本であるとの視点から、協力活動を進めることが求められます。

■ 技術協力プロジェクトの計画と評価

プロジェクトの形成にあたっては、相手国政府からの要請をふまえて、プロジェクトの意義と妥当性を検討する事前評価を行っています。事前評価は、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）の視点から行います。また事前評価を通じ、プロジェクト実施による成果を可能な限り定量的、客観的に予測し、明確な達成目標を設定することをめざしています。この事前評価の過程で整理・分析された情報は、すべてプロジェクト・ドキュメント（報告書）にまとめられます。このプロジェ

クト・ドキュメントは、相手国政府側とともに作成することで、相手国側のオーナーシップ意識を高め、プロジェクト活動に対する参加意欲を高めるとともに、計画立案能力を高めることに役立っています。

3年以上継続して実施される技術協力プロジェクトの場合は、中間年度に中間評価を実施します。この評価は、中間時点でプロジェクトの成果や実績を把握するとともに、事前評価段階の分析と異なる状況が発生している場合に、または当初の計画通りに進んでいない場合に、その原因を見極め、適宜計画を見直して、プロジェクトを成功に導くことを目的としています。

また、協力期間終了前には終了時評価を行います。この中間評価、終了時評価は、事前評価と同様に妥当性、有効性、効率性、インパクト（影響力）自立発展性の5つの観点から行い、プロジェクト開始前の仮説が正しかったのかどうかを検証することになります。なお、終了時評価の結果、必要な場合には1～2年程度協力期間を延長したり、フォローアップを行うこともあります。

■ 民間との協力

相手国からの要請の多様化、高度化にともない、技術的ノウハウや経験が民間部門に蓄積されている案件も増えています。JICAは2001年度から、民間の人材やノウハウを積極的に活用し、プロジェクトの運営全体を民間機関に委託する方式を導入しました。この方式の導入で、より広範な分野で成果重視のプロジェクトが実現することを期待しています。

それぞれの分野での展開

■ 社会開発協力

社会開発分野では、都市計画、道路交通、港湾、海運、電気通信、上下水道などの社会基盤（インフラストラクチャー*）の建設・運営・保守に関連するもの、職業訓練、学校や大学などの

教育、研究、地震や洪水に対する防災、労働安全衛生（労働災害の防止教育）、地球規模の課題（グローバルイシュー）である環境、貧困対策、障害者福祉の各分野など、多方面にわたる技術協力を行っています。

分野別の動向としては、教育分野、なかでも初・中等教育分野の協力で重点を置き、プロジェクトを着実に増やしています。この背景には、1990年、タイのジョムティエンで開催された「万人のための教育世界会議」で、初等教育を中心とする基礎教育の重要性が国際的に確認され、日本のODAにおいても重点分野と位置づけられるようになったことがあげられます。特に基礎教育分野では、従来から実施してきた理数科教育のみならず、識字教育や女子教

育、衛生教育、（学校以外の組織による）ノンフォーマル教育などにも協力可能領域を広げていることを検討しています。また、開発途上国の急速な工業化と市場経済化のなかで、産業界が求める人材（技術者、特に電子工学や通信技術などの先端技術者）が不足しているため、その養成機関や研究機関の創設・充実を目的とした協力にも力を入れています。これら教育分野のプロジェクトに職業訓練分野を加えた、いわゆる人的資源開発分野が全体の6割を占めています。

貧困削減も重点分野としてプロジェクトを増やしています。1996年に採択されたDAC新開発戦略*において、2015年までに極度の貧困の割合を1990年レベルの半分に削減することが目標として掲げられ

FrontLine 零細女性漁民支援活動

チリ

「零細漁民ブランド」を世界に向けて販売

専門家派遣

◆技術指導の効果を州全体に

チリの第5州バルパライソ市にあるポルタレス漁港の零細女性漁民グループは、漁港からの漁獲物を販売するために、男性漁民の協力を得て加工場を建設しました。水産物と加工品の販売を国内外に向けて行いたい、という加工場からの要望に応えるために、1999年3月に専門家が赴任してきました。

専門家の第一の目的は、彼女たちと加工品を製造し販売することでしたが、技術指導の利益効果が第5州の22漁村全体へもたらされるよう、まず現地調査を行い、漁業全体の課題点を把握することから始めました。

この調査結果から、おもな目標を、①零細女性漁民加工場、②主要漁獲物メルルーサの流通、③漁民とは認められない漁業従事者の生活向上、④漁業権内漁獲物協同集荷構想、⑤地域水産ターミナル構想、⑥漁業システムの改善、としました。そして、第5州零細漁業連盟が実践できるように、各事業の目的ごとに短・中・長期の実施計画を策定し、現地NGOや政府機関との

協力の可能性や、日本と海外援助のシステムを研究し、計画に取り入れられました。

◆輸出水産食品加工認定施設として認可

これまでの成果は、零細女性漁民の製造する加工品などが、ヨーロッパへ輸出できるレベルに成長したことです。また、チリの加工場の衛生基準を尊重し、漁業局などの予算で加工場を改築し、カテゴリリーAを取得しました。そして、品質管理は輸入国の基準であるHACCPプログラムを採用し、日本の草の根無償資金協力で得た、冷凍トラックによる輸送中の品質管理も確保しました。こうした成果を通じて、対EU・米国・アルゼンティン輸出水産食品加工認定施設として認可され、いまではメルルーサの鮮魚と冷凍品の輸出を行っています。加工品は冷凍品が主で、魚肉ハンバーグやチリ風貝類盛り合わせを国内に販売しています。

現在、公共事業省による新加工場建設計画が進行中で、さらなる進歩に胸をふくらませています。漁業の安全性と経済性、そして衛生品質管理向上の



第5州漁民リーダー候補者研修

ために、米州開発銀行日本基金によって、2002年9月から第5州零細漁業開発調査を開始することになっており、加えて、2002年中には、日本大使館とJICAよりモデル漁船2艘と製氷器の供与を得ての実地調査が予定されています。根本的な漁獲物の品質改善を自分たちの手でを行い、国内外の市場に「零細漁民ブランド」として販売する企画を立てるなど、頼もしい限りです。

チリ政府は、この漁港と漁業連盟の活動を参考にして、法律改正やインフラ整備事業をチリ沿岸で実施しています。（チリ事務所）

ました。この目標は、2000年9月の国連ミレニアムサミットでも開発目標の一つとして確認され、貧困問題への取り組みの強化は国際的な潮流となっています。また、世界銀行は貧困削減に焦点をあてた包括的な開発計画(PRSP*: 貧困削減戦略書)の策定を開発途上国政府に求めている、世界的に貧困問題への注目が高まっています。JICAでは、従来から貧困削減を援助の重点分野の一つとして取り組んできましたが、2001年にはJICA内に「貧困削減課題別チーム」を設置し、着実に貧困削減につながる持続的な仕組みをもつ案件の形成につとめています。具体的には、地域開発を行う行政機関の計画立案・運営管理能力を高める協力に加えて、住民自身が参加して村落を開発する活動を育成する協力(参加型開発*手法)を同時に進め、計画と実践の両面から、効率的な村落開発手法を確立することをめざしています。また、上述の基礎教育分野においても同様に課題別チームを設置し、各分野への取り組みを強化しています。

社会開発分野では、2001年度は、プロジェクト方式技術協力を32カ国で62件、アフターケア協力を6カ国で6件、チーム派遣を11カ国で14件、研究協力を5カ国で5件、重要政策中枢支援*を2カ国で2件、第三国研修(集団)を24カ国で70件、第三国研修(個別)を8カ国で41件、現地国内研修*を11カ国で32件実施しました。

■保健医療協力

健康はすべての人が望む欲求であり、地域社会、さらに国家という大きな社会単位、地球規模でも、健全な社会形成を進めるために不可欠な要素です。

しかし、多くの開発途上国では、特有の疾病、劣悪な衛生状況、栄養不足などにより、多くの人々の健康や生命が脅かされています。また、高い乳幼児死亡率にみられる多産多死の状況は、個人や家庭での生活を圧迫し、国の社会開発や経済発展を妨げる原因のひとつとなっています。

また、近年国境を越えて広がるHIV/AIDSなどの新興感染症や、結核といった再興感染症は、単に開発途上国住民一人ひとりの生命への脅威という保健上の問題にとどまらず、働き盛りの労働者の喪失、エイズによる孤児の増加など、患者のみならずその家族、地域社会、国家にとって大きな問題となっています。さらにマラリアなどの寄生虫病も拡大しています。これらの感染症が開発途上国の社会・経済に大きな影響を与えることから、その対策を重視していくという国際的な流れを反映し、九州・沖縄サミットにおいて、「開発」における主要課題のひとつとして、感染症の問題がクローズアップされ、先進国が取り組みを強化していくことを表明しています。

これらの課題に対して、JICAでは地域保健の強化をはじめとして、HIV/AIDS、結核、寄生虫などの感染症対策、医学・看護の人材育成、公衆衛生、医薬品などの品質管理などの分野の協力に取り組み、また、開発における女性の役割を尊重したWID*の理念や、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の概念に基づき、女性の生涯にわたる健康対策や社会参加などを取り入れた協力も展開しています。

特に感染症対策には、WHOやUNICEFと連携して、ワクチンやワクチン接種に必要な機材供与、エイズ対策については、検査用機材や安全な血液の供給に必要な機材供与を行っています。また、避妊具、簡易医療機材、基礎的医薬品、視聴覚機材などリプロダクティブ・ヘルスの向上に必要な機材も供与しています。

保健医療協力分野では、2001年度は、プロジェクト方式技術協力を37カ国で55件、機材供与を38カ国で57件、アフターケア協力を3カ国3件、チーム派遣を2カ国で2件、研究協力を1カ国で1件、第三国研修(集団)を11カ国で22件、第三国研修(個別)を2カ国で4件、現地国内研修を12カ国で14件実施しました。

■農業開発協力

21世紀を迎えた現在、地球上には富める社会が

ある一方で、多くの開発途上国には貧困のもとで、食糧不足に苦しむ多くの人々がいます。これらの国々では、増え続ける人口に食糧の国内生産が追いつかず、将来は食糧需給事情がますます厳しくなるものと予測されています。

また、人口の増加と食糧不足の問題は、環境破壊の重大な原因にもなっており、さらに、都市と地方の所得格差は、都市への人口集中を生み、このことが新たな環境問題を引き起こす原因となっています。

これらの問題を解決して豊かな地球を実現していくには、食糧生産力の向上とともに、農村の総合的な開発により貧困の緩和を進めることが必要です。

農業分野の協力は、開発途上地域に適した農牧技術の開発、農業普及員などの訓練、大学や試験場での研究、農業資源の保全と適切な利用を進めることにより、食糧の増産、農民の所得や生活水準の向上による地域格差の是正、資源の有効利用、環境保全などに寄与しています。

また、協力内容も、貧困対策、住民参加、WIDの要素を組み込んだ協力案件（農村総合開発、農業農村開発、農村生活改善）、農業統計、残留農薬、農産物流通の運営・管理面に対する協力案件、資源、環境問題への展開（持続可能な農業開発、遺伝資源保全）、民主化・市場経済移行国への支援（インドシナ、モンゴル、東欧）など、多様化する傾向にあります。

農業開発協力分野では、2001年度に、プロジェクト方式技術協力を29カ国で59件、アフターケア協力を5カ国で6件、チーム派遣を4カ国で4件、研究協力を2カ国で3件、第三国研修（集団）を9カ国で12件、第三国研修（個別）を5カ国で11件、現地国内研修を7カ国で8件実施しました。

■ 森林・自然環境協力

自然環境は、人にさまざまな恵みを与える人類の生存基盤です。そして、「持続可能な開発」の原点でもあります。しかし現在、自然環境は日々地球規模

で蝕まれており、自然環境の保全や損なわれた生態系の回復は、一日たりとも先延ばしできない課題です。JICAは、自然環境保全を次世代のために私たちが今すぐ取り組まねばならない国際協力の重要な一分野と位置づけ、その協力を積極的に取り組んでいます。

JICAは、自然環境分野における協力を強化するために、2000年1月に森林・自然環境協力部を設置し、これまでの造林技術普及、社会林業、水産養殖、漁業訓練といった分野に加え、湿地帯保全、サンゴ礁保全、保護区管理といった新しい分野に協力内容をひろげました。

2001年度にはマレーシア・サバ州生物多様性*保全の協力を開始したほか、エクアドル・ガラバゴス諸島の生態系保全、メキシコ・ユカタン半島湿原保全の協力の準備を行っています。そのほか、パラオのサンゴ礁保全、ネパール村落振興・森林保全、モロッコ零細漁業改良普及システム整備計画など多岐にわたる協力を実施しています。

また、2001年度には、これまでの自然環境保全協力の情報や経験を体系的に整理し、今後の事業に役立てるための活動を行っています。具体的にはJICA内に自然環境課題チームを発足させ、協力方針、戦略の検討を行いました。

JICAは、自然資源管理の効果的・効率的な協力のためには、多くの組織・個人とお互いに協力することが大切であると考え、インターネットによる事業内容の公開、シンポジウムの開催など、広報活動にも積極的に取り組んでいます。

森林・自然環境協力分野では、2001年度は、プロジェクト方式技術協力を27カ国で38件、アフターケア協力を3カ国で3件、チーム派遣を1カ国で1件、研究協力を2カ国で2件、第三国研修（集団）を6カ国で7件、第三国研修（個別）を4カ国で10件、現地国内研修を4カ国で4件実施しました。

■ 鉱工業開発協力

鉱工業分野の協力は、開発途上国の中小企業の

振興から、基幹的産業や鉱業の育成・強化まで、将来の経済発展をになう幅広い分野での協力を展開しています。

近年は、工業化の進展にともなって必要となる産業基盤制度の整備やIT（情報通信技術）の振興に関する協力、また環境、エネルギー問題など、地球規模の課題*に関する協力が増加するなどの開発途上国からの要請内容が多様化、高度化しています。そうしたなかで、近年は次の3点に重点をおいた協力を実施しています。

政策・制度構築や貿易・投資促進を中心とする産業振興への協力

WTO（世界貿易機関）発足にともない、APEC（アジア・太平洋経済協力閣僚会議）に代表される国際活動のなかでは、貿易および投資の促進のため、国際ルールに基づいた制度・基準の整備が強く求められています。JICAは、工業化を推進する開発途上国で、工業標準・工業所有権などの制度整備と人材育成に協力し、これらの制度や基準を整備・実行する組織の技術力、行政能力を強化するためのプロジェクトを実施しています。この分野では、2001年度は、6カ国、7件のプロジェクトを実施しました。今後も、アジアを中心に貿易・投資促進に資する協力を積極的に実施する予定です。

ITの振興と遠隔技術協力の推進

2000年7月のG8九州・沖縄サミットで表明された「国際的な情報格差問題に対する包括協力案」に沿って、従来から行ってきたIT人材育成やIT利用促進への協力を継続・拡充しつつ、デジタル・デバイド*解消のための視点を取り入れた協力を行っています。2001年度は新規に開始した「タイ教育用情報技術開発能力向上プロジェクト」をはじめ、5カ国で6件のIT関連プロジェクトを実施しています。

環境・エネルギー問題への積極的な取り組み

急速に工業化を推進する開発途上国は、エネルギー需要が増大しており、これによって開発途上国・先進国を横断する、資源や環境などの地球規模の課題

が生じています。JICAでは、これまで日本の産業界が蓄積してきたエネルギーの効率的な利用技術を生かした省エネルギープロジェクトなど、5カ国で7件の環境・エネルギー関連プロジェクトを実施しています。

また、近い将来に発効が期待される京都議定書によって、温室効果ガス排出削減目標が定められることを受け、削減目標達成の手段のひとつであるクリーン開発メカニズム（CDM）を中心に、地球温暖化対策への取り組みについて検討を進めており、具体的協力案件の発掘形成に向けて、今後もこの問題に積極的に取り組む予定です。

鉱工業開発協力分野全体では、2001年度は、プロジェクト方式技術協力を20カ国で34件、アフターケア協力を4カ国で4件、チーム派遣を4カ国で4件、重要政策中枢支援を2カ国で2件、第三国研修（集団）を12カ国で22件、第三国研修（個別）を4カ国で19件、現地国内研修を3カ国で7件実施しました。

新たな課題

国別・課題別アプローチの強化とプロジェクト・マネジメント

開発途上国に対して効果的な協力を実施するためには、協力対象国・地域の開発ニーズ・課題を、正確な情報収集と分析により把握することが重要であり、そのうえで、JICAとして国別に取り組むべき総合的かつ現実的な協力計画を作成することが必要です。

専門家の派遣や技術協力プロジェクトの実施に際しても、各国ごとの開発ニーズ、課題に対して、JICAがこれまで蓄積してきた知見を活用し、一貫性と整合性のある協力計画に基づいた実施が、今後よりいっそう求められます。また、適切な協力形態の一体化をはかりながら、目標の達成のために最適の組み合わせを柔軟に選択し、所定の期限までに一定の成果を生み出すようなプロジェクト・マネジメントによる協力が、ますます重要になっていくといえます。

4 調査を通して技術を移転

— 開発調査 —



住民とともに、小規模灌漑の計画づくり(エチオピア)

開発調査とは

■ 事業内容と流れ

開発調査は、開発途上国の社会や経済の発展に役立つ、公共的な各種事業(図表3-7)の開発計画の策定を支援するとともに、その過程で相手国のカウンターパート(行政官や技術者)に対して、計画策定方法、調査・分析技術などを技術移転する事業です。

開発調査は、JICAと開発途上国政府との間で取り決める実施細則(S/W)に基づいて実施されます。実際の調査では、JICAが選定したコンサルタントが、JICAの指導・監督のもとに、開発途上国政府と協力して報告書を作成し、その間技術移転を行っています。

調査結果に基づき作成された報告書は、相手国政府が、社会・経済開発に関する政策判断をする場合や、国際機関や日本をはじめとする援助供与国が、資金援助や技術協力を検討する際の資料となります。

また、調査を通じて移転された技術は、相手国の自己資金などによる事業や、別の調査を行う際にも役に立っています。

さらに、近年は、開発途上国の政策策定に直接提言を行う案件も増えており、このような流れは、開発調査の新しい局面を開くものといえます。

さまざまな調査

■ 開発計画策定

1. マスタープラン調査(M/P)

マスタープラン調査(M/P)は、国全体または特定地域での総合開発計画や、セクター(分野)別の長期開発計画を策定するための調査です。

マスタープランの策定によって、複数のプロジェクトが互いに整合性を持ち、各プロジェクトの優先順位が明らかになり、計画を効率的に実施することができます。マスタープランで優先度を与えられたプロジェクトについて、後に述べるフィージビリティ調査を実施することも多くあります。

2. 地域総合開発計画調査

この調査は、地域の特性を生かした開発の基本戦略を提示するとともに、特定地域の総合的な開発計画を策定するもので、その際、各セクター開発の効果的な連携を考慮します。調査の過程では、セミナーやワークショップを開催し、相手国行政関係者の計画立案能力の向上をはかります。

3. 基礎データ整備

開発政策の策定に必要な情報を整備・収集し提供するために、以下のような調査を実施しています。

地形図作成

開発政策の最も基本的な資料となる地形図(国土基本図や都市基本図)の作成

地下水開発

地下水の賦存量と開発ポテンシャルを把握するための調査

図表3-7 開発調査の対象分野

分 野	主な内容
計画・行政	地域総合開発計画、経済開発計画
公益事業	上水道・下水道、都市衛生、廃棄物処理
社会基盤	都市計画、河川、砂防、水資源、住宅、地形図作成
運輸・交通	交通計画、道路、鉄道、港湾、空港、都市交通
通信・放送	郵便、電気通信、テレビ・ラジオ放送
保健医療	保健・医療・衛生行政、人口・家族計画
農業	農業・農村開発、灌漑・排水、農産加工・流通、畜産
林業	資源調査、社会林業、森林管理計画、林産加工
水産業	資源調査、水産加工・流通、漁村開発、増養殖、漁港
鉱工業	資源調査、工業振興、貿易・投資促進
エネルギー	エネルギー開発、省エネルギー
環境	大気・水質汚染対策、産業廃棄物処理
その他	人的資源、教育、商業・観光、経営管理、その他

林業・水産資源開発

森林資源、水産資源の賦存状況を把握するための基礎資料の作成

鉱物資源開発

地質調査、物理探査、地球科学調査、ボーリングなどにより、鉱物資源の賦存状況および開発ポテンシャルを把握する調査、ならびに、鉱物資源開発にともなう環境保全に関する調査

■ 事業実施審査

1. フィージビリティ調査 (F/S)

開発調査や政策によって優先度を与えられたプロジェクトが、実行可能か否かを客観的に検証し、実施に最適な事業計画を策定するための調査です。

プロジェクト実行の可能性は、技術、経済、財務、社会、行政組織、制度、環境などの側面から検討されます。

2. 実施設計調査

工事着工に必要な不可欠な設計図、工事仕様書、入札関係書類などの作成を行う調査です。

フィージビリティ調査に比べ、より高い精度で、

工事・施工に必要な設計図面作成、工事費積算などを行います。特に1998年度からは、円借款による資金手当により事業の実施が内定したプロジェクトについて、国際協力銀行* (JBIC) との連携による実施設計調査を行っています。

■ 政策・プログラム支援協力

1. 政策支援型調査

金融・財政改革、法制度整備、国営・公営企業体の民営化など、市場経済化や経済自由化政策を推進するための基本戦略や、その包括的な実施計画を策定するための調査です。これにあわせて、ワークショップやセミナーを開催し、相手国関係者の行政能力の向上と人材の育成をはかります。

また、民営化のための実施計画や、実行可能性を検証し、現実的な実行計画を策定するとともに、実施に関するマニュアルやテキストを作成します。「インドネシア経済政策支援」「ミャンマー経済構造調整支援」などがその例です。

2. セクタープログラム開発調査

セクター全体を網羅した開発計画を、開発途上国

政府、さらに他のドナー*との対話を通じて策定し、それを実施に移していくための調査で、2001年度から開始しました。このセクタープログラム開発調査は、以下のような内容で構成されています。

セクター調査とプログラムの策定

実施のモニタリング

評価

2001年度は、「タンザニア農業セクタープログラム」と「ヴィエトナム初等教育セクタープログラム」を実施しました。

■ 在外基礎調査

在外基礎調査は、現地のコンサルタントを活用し、各種基礎データの収集・解析などを行う小規模な調査です。

2001年度からは、JICAの在外事務所と相手方カウンターパート*機関の合意に基づき、実施できる

ようになったことから、より現地主導の協力が可能となりました。実施件数は、2000年度の4件から16件へと大幅に増加しました。

■ フォローアップ/評価調査

開発調査事業をいっそう効果的・効率的に実施するため、過去に行われた開発調査による計画・プロジェクトが、その後どのように進展しているかを把握するための調査です。調査結果は、今後の開発調査の形成や実施に反映されます。

■ 調査に関連した業務

開発調査による技術移転を促進するために、調査結果などに関するセミナーを開催したり、現地語テキストを作成したりします。

また、より効果的な開発調査を実施するために、関係各機関が保有している資料を収集・分析し関連分野の動向や調査の手法の改善などに役立つ研究を行います。

Front Line 中部高原地域貧困緩和持続的農村開発計画

グアテマラ

先住民族の生活水準向上をめざして

開発調査

◆ 先住民族の貧困緩和

グアテマラでは、長期にわたる内戦により、先住民族の生活水準は大きく立ち遅れています。貧困層を占める先住民族の多くは、中部高原地域の農村地域に集中しており、限られた現金収入や不十分な生活基盤のため、生活条件は厳しい状況に置かれています。

グアテマラ政府は、こうした農村地域の開発を国家開発計画の重要課題に据え、その一環として、わが国の協力のもとに貧困緩和持続的農村開発計画の策定を2000年より開始しました。

JICAは農牧食糧省と協同で、中部高原地域4県を対象に農村開発計画を策定するための調査を行いました。調査では、住民が計画づくりへ参加することを重視し、対象村落で5回に及ぶワークショップを行い、住民がどんな開発を必要としているかを検討しました。これをもとに、所得向上、生活環

境改善、自然環境保全の3つの側面から、貧困緩和の実現を基本とする農村開発計画を策定しました。その内容は農業、保健衛生、生活基盤、家内工業分野と多岐にわたっています。

◆ 女性の能力向上をめざして

2001年より、開発計画の技術・組織・経済性の妥当性を検証するため、ミニ灌漑、縫製事業、基本薬剤供給など14件のパイロット事業を実施しています。特に、縫製事業促進計画では、女性を対象とした糸の共同購入に加え、会計、識字、組織に関するトレーニングを実施し、女性の能力向上をめざしています。また、基本薬剤供給計画では、住民へ安価に薬を提供する体制づくりを進めています。

事業実施にともない、カウンターパートとの隔週の定例会議を行って、発生した問題やその対応について話し合



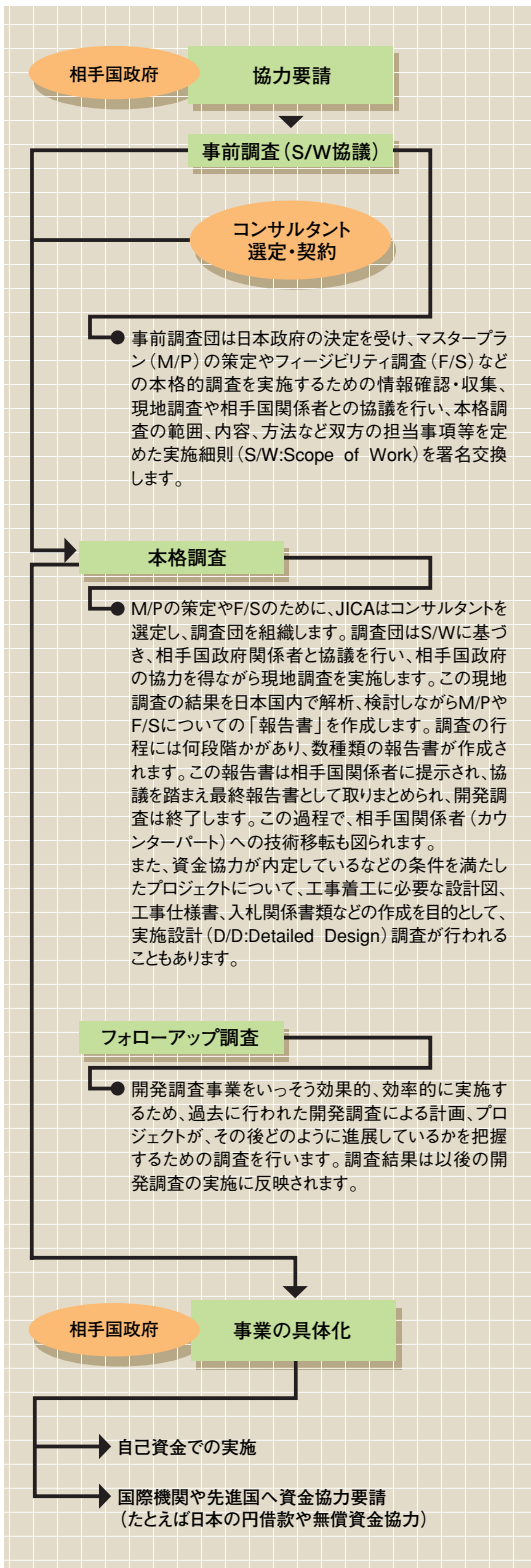
計画づくりの話し合い

い、貧困緩和のための政府側の基盤づくりを行っています。

これらの活動を通じて、住民参加によってつくりあげた農村開発計画がより現実的なものとなるよう調整し、さらに、これらの事業をモデルとして周辺に波及させ、グアテマラの持続的な貧困緩和に結びつくよう積極的な協力を行っています。

(JICA/JOCVグアテマラ駐在員)

図表3-8 開発調査の手順



これからの取り組み

■ 地域別・国別アプローチの強化

相手国の文化・社会・経済的特性を正しくとらえ、援助ニーズを的確に把握し、援助効果を高めるために、地域別・国別アプローチの強化がいっそう求められています。

■ 質的な向上をはかる

調査プロジェクトが本来の目的を果たし、有効に活用されるためには、調査においてそのプロジェクトの技術的妥当性、資金調達の可能性、管理運営面での実施体制などを十分に検討する必要があります。また、調査業務そのものを効果的・効率的に実施しなければなりません。

こうした「業務の質的向上」のためには、事前調査も含めた準備作業が、迅速かつ十分に行われることと、過去に実施した調査の成果がフィードバックされることが必要不可欠です。このため、従来から、監督、検査マニュアルの整備や道路案件をはじめとする種々の計画基準、技術基準の策定に努めています。

多様化する開発ニーズに的確に対応し、調査業務の効果的・効率的実施のため、地域別・国別、分野別基礎情報の集積・整備に努めています。また、大規模な案件や、高度な技術が必要な案件について、調査の技術評価・審査のためにコンサルタントの活用を行っています。さらに、経験やノウハウが地方自治体にあるような案件については、積極的に地方自治体との連携に努めています。

■ 地球規模の重点課題

DAC新開発戦略^{*}の重要開発課題については、保健医療で3件、教育分野、貧困対策の各分野で10件を実施中であり、さらに、このような開発調査の実施に向けて検討を行っています。

政策支援型と復興支援の増加

開発途上国の抱える課題が、経済・財政状況、技術水準などの違いにより異なっており、これにともない、開発ニーズもインフラ整備を中心としたものに加え、整備のための人材育成、整備後の維持・運営体制の確立といった、政策支援にかかわるソフト型の案件が増加しています。また、地域的な紛争後の復興支援のための開発調査を、現在4件実施中ですが、今後も紛争や自然災害後の復興・開発支援などの人道支援について、先方ニーズにきめ細かく対応していきます。

他の援助方式との連携

無償資金協力、有償資金協力（JBICの所管）および国際金融機関による融資事業にかかわる情報交換などに、引き続き努めています。特に、1998年度より有償資金協力事業と連携した実施設計調査を開始し、2001年度終了時までには15件を実施しました。

また、国際的イニシアティブを発揮するため、他国の援助機関との連携も積極的に推進しています。特に2003年3月に京都で開催予定の国際会議「水フォーラム」には積極的にに関わり、これまでの水分野の開発調査案件から得られた知識と経験を、世界にアピールしていく予定です。

Front Line WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム

タイ

国際通商ルールへの対応能力を強化する

開発調査

◆人材の育成が急務

人や物、情報などの国際化が進むなかで、国際貿易もますます拡大していますが、この状況に対応した国際的な通商ルールの確立が、WTO（世界貿易機関）を中心に進められています。

開発途上国にとっても、国際的な貿易体制に参加し、そのメリットを最大限享受するためには、WTO協定の内容を十分に理解し、適切にその権利を行使するとともに義務を果たしていくことが必要となっています。しかし、一般的に、開発途上国の行政体制は弱体であり、協定に沿った国内法の整備やこれに携わる専門要員の育成が遅れています。わが国は、APEC（アジア太平洋経済協力）会合などの場で、開発途上国のWTO協定履行に関する行政能力の向上（キャパシティ・ビルディング）を支援していく方針を打ち出しており、JICAでは、複数国を対象にこの分野の現状確認調査を行うとともに、具体的な協力を開始しています。

◆さまざまな専門家を動員

その第1号が、タイで2001年8月から02年12月までの期間で行われている、「WTOキャパシティ・ビルディ

ング協力プログラム」（開発調査）です。この協力は、WTO協定の履行に関連するタイの人材と関係機関の能力を向上させようというものです。

この協力プログラムには、専門家の人材として、調査本体を担うわが国の民間シンクタンクのほか、WTO勤務経験者、日本の学識者や官民の専門家、タイ側専門家、第三国の専門家など、協力テーマに沿ってさまざまな第一線の専門家を動員していることに特色があります。具体的な協力の対象は、以下の5分野です。

- (1) WTO協定に関する中心機関である商務省の情報システム整備を通じた体制強化
- (2) サービスの貿易に関する一般協定（GATS）に関する協定履行のための基盤強化
- (3) アンチ・ダンピング（AD）協定／補助金及び相殺措置（SCM）に関する協定の実務／技術的側面での能



キャパシティ・ビルディングワークショップ「経験を共有する」

力強化

- (4) 知的所有権の貿易関連の側面（TRIPS）に関する協定の国内法令の履行徹底に向けた能力強化
- (5) 貿易の技術的障害（TBT）に関する協定の履行のための制度整備、国際標準策定におけるプレゼンスの向上

タイの現状を調査・分析したうえで、それぞれの分野ごとにセミナー、ワークショップの開催、教材作成などを積み重ね、また、日本での研修を組み合わせるなどして、WTO協定に対応できるタイの行政および民間の人材育成に協力しています。

（タイ事務所）

5 国造りのための資金援助

— 無償資金協力 —



ケニア地方地下水開発計画

調査から実施まで

■ 事業の範囲

無償資金協力とは、ODAの贈与の一部として、開発途上国に返済義務を課さない資金を供与することで、相手国政府が実施する公共的な施設や機材の整備を支援し、その国の経済や社会の発展に協力する援助です。対象別には次のように分類することができます。

一般無償

一般プロジェクト無償（感染症対策無償、情報技術無償、ガバナンス無償、地球環境無償、子どもの福祉無償、人造り拠点支援無償、対人地雷対策支援無償、広域開発無償を含む）、債務救済無償、ノン・プロジェクト無償、ソフト支援無償、リハビリ無償（セクター・プログラム無償、紛争予防・平和構築無償を含む）、留学研究支援無償、草の根無償

水産無償

文化無償（文化遺産無償を含む）

緊急無償（復興開発支援を含む）

食糧援助*（KR）

食糧増産援助*（2KR）

このうち、JICAが実施に関する業務を担当している無償資金協力は、の一般無償のうちの一般プロジェクト無償、および留学研究支援無償、の水産無償、の文化遺産無償、の食糧援助、の食糧増産援助となっています。

JICAの具体的な業務内容は、大きく分けると以

下ようになります。

事前の調査業務

無償資金協力案件の要請内容の確認、設計規模、概算事業費などの検討を主な業務とする。

実施の促進業務

政府間の交換公文（E/N）の署名により開始される無償資金協力案件が、E/Nや「無償資金協力ガイドライン」に沿って適切に実施されるように監理を行う。

フォローアップ業務

案件の効果を維持し、もしくはいっそう高めるためのもの。

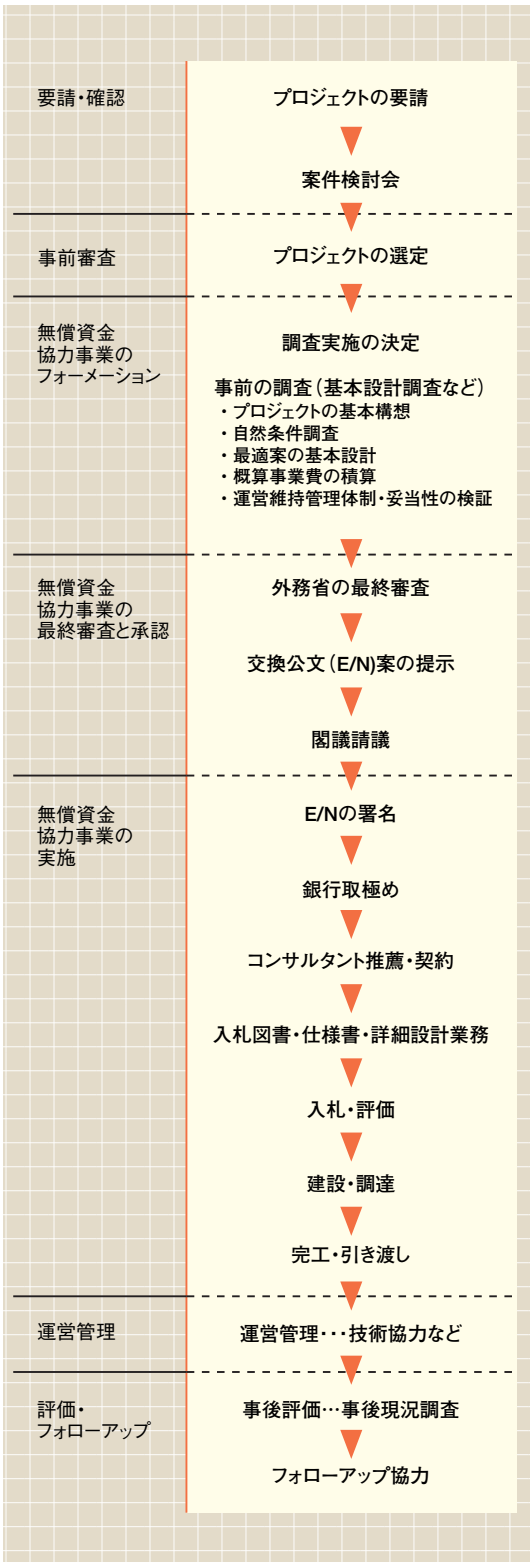
なお、無償資金協力事業の資金の供与（支払い業務）は、日本政府（外務省）が直接行っています。

■ 対象国、案件の基準

無償資金協力事業の対象国は、世銀グループの国際開発協会*（IDA）の無利子融資適格国を基準に決定しています。対象案件は、開発途上国の国造りや貧困の緩和に必要な基本的分野でありながらも、相手国政府の自己資金や、借入資金などでの実施が困難な事業であることなどを基準に決定されています。採算性の見込まれる案件や、相手国の技術レベルに見合わないハイテク関連、あるいは軍事転用の恐れがある場合などは、対象外となります。

具体的には、教育、保健・医療、生活用水確保、農村開発などの社会開発、道路、橋梁、空港などの公共インフラ*整備、あるいは環境保全などの分

図表3-9 無償資金協力事業のサイクルと主要業務



野の案件となっています。

このように、無償資金協力では、人間生活の基本的な要求に応えるBHN*(Basic Human Needs) 関係の案件の優先度が高く、また、わが国をはじめとするドナー*(援助国・機関) の実施する技術協力とも広く連携をはかりながら、被援助国の自立に向けた国造りに貢献しています。

■ JICA無償資金協力業務の手順

JICAは、外務省の指示に基づき、基本設計と概算の事業費を積算する基本設計調査を実施しています。

通常この調査は、コンサルタントと契約して実施され、2001年度には112件の基本設計調査を行いました。なお、優良案件でありながら、実施体制など、要請内容をさらに現地で確認する必要があるような場合には、基本設計調査に先立って、予備調査が行われることがあります。

こうした調査を終えた案件は、外務省と財務省との間で行われる協議を経て閣議に報告され、その了承を得ることによって最終的に決定されます。なお、2001年度の閣議請議件数は、一般プロジェクト無償が135件、留学研究支援無償8件、水産無償13件、文化遺産無償2件、食糧援助23件、そして、食糧増産援助43件となっています。

最終決定された無償資金協力案件は、わが国と開発途上国政府との間で、交換公文(E/N)に署名がなされることで、実際の事業が開始されるとともに、外務省から案件に関する実施促進業務が指示されます。無償資金協力は、開発途上国政府と日本のコンサルタント、および業者との契約によって実施されますが、JICAは、コンサルタントの推薦、事業実施の基本的な考え方を示す「無償資金協力ガイドライン」の提示など、事業の円滑かつ適切な実施を促進しています。

こうして無償資金協力案件が完成し、契約業者より開発途上国政府に引き渡されたあとも、開発

途上国政府が施設や機材の維持、管理などを十分に行えない場合には、JICAは、無償資金協力案件に対するフォローアップ協力を実施しています。フォローアップ協力では、専門家や調査団の派遣を通じて修理や工事を行ったり、時には、代替の機材やスペアパーツ類を供与したりして、機能回復に協力します。こうしたフォローアップは、開発途上国における持続的発展や、人造りに欠かせない重要な役割になっています。

質的向上をめざした強化策

事前評価表の導入

地下水開発、学校、保健・医療、道路・橋梁の

各セクターの案件について、試行的に事前評価表を作成し、案件の成果の明確化をはかりました。また、調査要約とあわせ、これらを報告書に掲載し、透明性のいっそうの確保に努めています。

■実施体制の強化

ODAをとりまく厳しい環境のなかで、開発途上国からの多様化する協力要請ニーズや、質的向上に対応するため、JICAにおいても業務の質的向上をめざし、実施体制の強化を進めています。

たとえば、JICA内外の組織、人材（具体的には、国際機関や他のドナー、あるいはJICAの在外事務所や国際協力専門員*、企画調査員*などの機能や人材）を有効に活用し、また、技術協力との

Front Line 電気系ポリテクニク教員養成計画プロジェクト

インドネシア ロボットコンテスト大学世界大会で優勝

無償資金協力、プロジェクト方式技術協力

◆電気系ポリテクニク の中枢に成長

スラバヤ電子工学ポリテクニクは、1988年にわが国の無償資金協力により建てられ、その後、プロジェクト方式技術協力によって、3学科500人以上の学生を抱える電子電気系技術者養成校として発展しました。

そして、急増する社会ニーズに応えるため、1999年から、情報工学分野の技術者養成と電気系ポリテクニクの増設計画のために、不足する教員養成を目的に、「電気系ポリテクニク教員養成計画プロジェクト」として新たな技術協力が行われています。現在、無償資金協力で建設が進められている追加施設によって、今後は教員養成課程と技術者養成課程をあわせて1200人の学生を抱える、まさにインドネシア電気系ポリテクニクの中枢となります。

学生の学習意欲も高く、学校に泊まり込んで夜遅くまで研究を続ける学生もあちこちで見かけます。このような努力の結果のひとつに、2001年のロボットコンテスト大学世界大会での優

勝が挙げられます。このことは、出場した学生だけでなく、全校の学生や教員にとっても大きな誇りとして励みになりました。

◆2003年から 本格的に教員養成 課程を開始

これらの成果の裏には、延べ150人以上に及ぶ技術協力専門家による長年の技術指導や教材開発などの地道な協力に加え、精一杯自分たちの技術として吸収しようとする現地の若い教員たちの熱意があることを忘れることはできません。技術協力の開始からこれまでの14年間で、50人以上の教員が、カウンターパート研修などで日本で学んできましたが、だれひとりとして給与条件のよい産業界に移ることもなく、全員がこのポリテクニクの教員としてがんばっています。

2003年から本格的に開始される教員養成課程の指導に必要な修士や博士



ロボットコンテスト会場で

学位取得のため、海外や国内の大学へ留学中の教員も30人以上います。プロジェクトの目標でもあるように、教育の情熱にあふれる教員たちによってこれから育てられる新しい教員たちが、インドネシア各地のポリテクニクで、さらに新たな技術者を育てていくことを期待しています。

（インドネシア事務所）



マラウイ・マンゴチ橋架替計画

連携をさらに深めることによって、優良案件の発掘・形成および適正な案件管理に努めています。

■事業監理の充実

無償資金協力事業は、基本設計調査を通じて積算する概算事業費を、日本政府が最終的な検討をしたうえで具体化されます。開発途上国の要請を踏まえつつ、より適切な設計基準や積算の内容を精査することは、有効な資金の活用の観点からも非常に大切です。

JICAは、これまでこれらの適正な審査に努めてきましたが、1999年度に審査室を設置し、外部の専門家の協力を得ながら、基本設計の内容を高めています。また、無償資金協力調査員を派遣することにより、施工段階での実施状況の確認を行えるような体制も整備しました。さらに、2000年度に導入した第三者機関による船積前検査制度、「無償資金協力ガイドライン」にも明記された、相手国政府から日本国政府への報告義務の精緻化、および、食糧増産援助（2KR）の調達手続の改善を目的として導入した、（財）日本国際協力システム（JICS）の調達監理機関化、資金監視のコミティ制度が適切に実施されるよう努めました。

また、初期運営指導・維持管理のために、資金協力連携専門家やプロジェクト方式技術協力事業との連携を強化し、必要な場合には、他の援助機関の活動と連携しながら、実施された無償資金協力案件が相手国において、持続的かつ効果的に活用されるようにしています。

■コスト削減に向けて

日本の無償資金協力は、相手国政府および他ドナーからも、その質の高さについては一定の評価を得ています。しかし、より効率的に事業を実施するため、地域別、分野別の特性などを十分考慮して、基本設計調査段階で事業費のコストを縮減する工夫を検討しています。

■情報公開と広報

情報公開法の成立にともない、ODA事業に関する情報公開と広報がこれまで以上に注目されるようになっていきます。

JICAでは、従来から、調査結果や入札結果などの情報公開を進めています。現在は、無償資金協力の仕組みや代表的なプロジェクトの紹介ビデオ、パンフレット類の作成などを順次行っているほか、JICAホームページでも無償資金協力事業の紹介を行っています。

■ニーズへの対応

開発途上国の多様化するニーズに対応し、より効果的な援助をめざして、貧困問題や環境問題などの地球規模の課題*、またアフガニスタンなどに対する復興支援など、緊急の援助に対応していくよう努力しています。それとともに、技術協力、有償資金協力、UNICEF、WHOなどの国際機関、他の援助国、NGOとも連携した効果的案件の実施に努めています。

若い力を途上国に生かす

— 青年海外協力隊派遣 —



植林の追跡調査中のかたわら、現地作業員へ植え替え作業を指導する協力隊員

協力分野とその歴史

■ 増えてきた女性隊員

青年海外協力隊（Japan Overseas Cooperation Volunteers : JOCV）事業は、開発途上国の国々の経済・社会の発展に協力したいという青年の、海外での活動を助長し、促進するものです。

青年海外協力隊員は、原則として開発途上国に2年間滞在し、受入国の人々と生活と労働をともにしながら、協力活動を行います。また、隊員は、民衆レベルでの人的交流や、現地活動で直面するさまざまな困難を克服する過程で、自らの人間形成を進めていくことにもなります。

協力分野は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツの7分野で、職種は約140と多岐にわたっています。

この事業は1965年に創設され、その年度に第1次隊26人が、カンボディアなど4カ国に派遣されたのが始まりです。

2001年度には、新たにマダガスカルへ派遣を開始し、2002年度には、南アフリカ共和国とヴェネズエラに派遣を開始する予定です。また、このほかに2000年度に派遣取極めを交わした国としては、ドミニカ、セント・ヴィンセントがあります。これにより、2002年3月末現在、日本と協力隊派遣取極めを交わした国は77カ国になっています。今後派遣取極めの締結が予想される国としては、ベナン、ガボン、モザンビーク、キリバスがあります。

2001年度は新規に1134人を派遣し、2002年4月

末時点で派遣中の隊員数は、65カ国、2386人となっており、事業創設以来の累計は、2万2939人となっています。

近年は、女性隊員の参加比率が高く、2002年4月末時点の派遣中隊員では54%を占め、累計でも37%に達しています。

■ 一般短期隊員と国連ボランティア

協力隊員は2年間の派遣が原則ですが、帰国後の再就職問題や、企業のボランティア休暇期間などの制約から、1年程度の派遣期間に対する要望が強く、1997年度から、一般短期隊員と称する、1年任期の協力隊員の派遣を制度化しています。

青年海外協力隊事務局では、このほか国連からの要請に基づき、協力隊の経験者を国連ボランティアとして派遣する事業も行っています。2002年4月末時点で、派遣中の国連ボランティアは27人となっており、累計では199人を派遣しています。

派遣までの道のり

■ 隊員の募集と選考

隊員の募集は、全国の都道府県、市町村、民間諸団体の協力を得て、年2回、春と秋に実施しています。2001年度の春募集では、全国247会場で説明会を開催し、参加者1万329人、応募者3759人、秋募集では、245会場で8114人が参加、応募者は4256人にのぼりました。

選考は、第1次選考と第2次選考からなり、1次では筆記による英語、技術、適性テストおよび健康診断（書類審査）、2次では技術面接、個人面接および健康診断（問診）を行います。

2001年度の合格者は、春募集で558人、秋募集では625人でした。

■ 80日間の派遣前訓練

合格者は、隊員候補生として約80日間の合宿制による派遣前訓練を受けます。訓練は、任地での生活、協力活動を円滑に行うために必要な、適応力の向上を目的としています。訓練の主な内容は、次のとおりです。

協力隊事業の概念、異文化理解などの講座

任国事情講座（政治・経済・歴史など）

外国語学習

英語、フランス語、スペイン語のほか、ネパール語、スワヒリ語などの現地語も含め、約22言語の訓練を実施。

保健衛生講座と予防接種

安全管理講座

体育・野外訓練

訓練は、東京都渋谷区にある青年海外協力隊広尾訓練研修センター、福島県の二本松青年海外協力隊訓練所、長野県の駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の3カ所で、それぞれ年3回行っています。

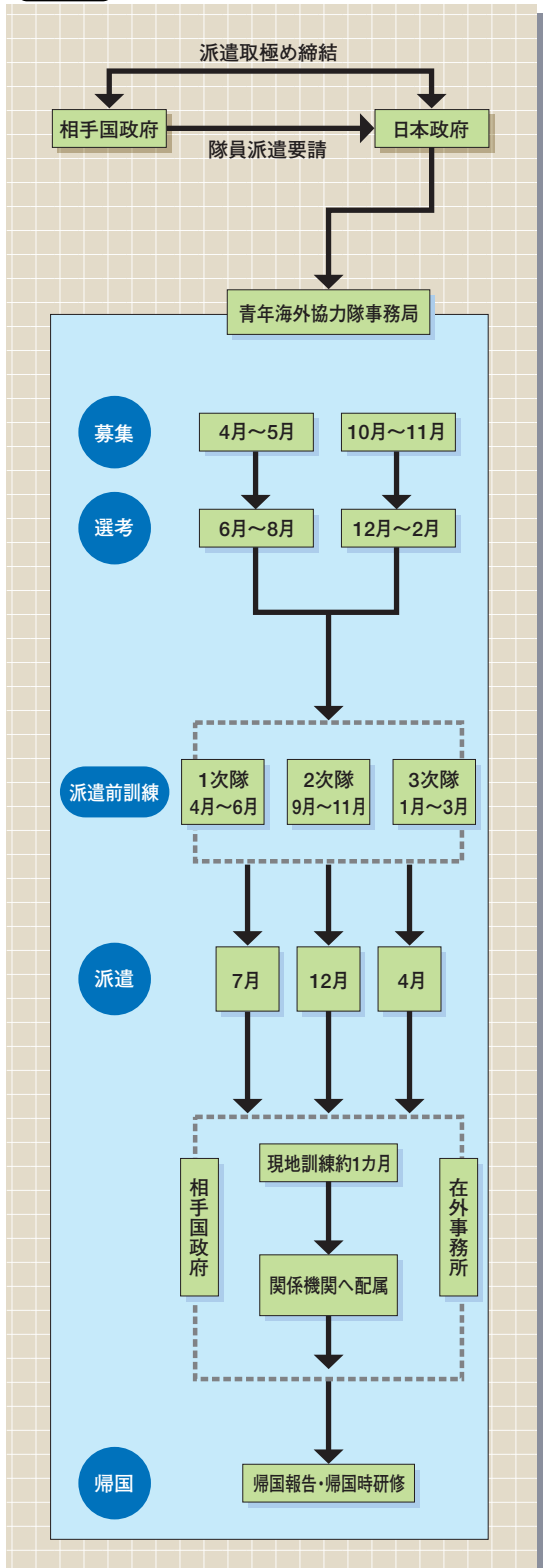
■ 要請に応えるための技術補完研修

開発途上国からの要請に、よりの確に応えられるように、協力活動で必要な実践的な技術・技能などの向上のため、次のような内容の研修制度（技術補完研修）を設けています。2001年度の対象者は483人でした。研修期間は、必要に応じて数日から9カ月となっています。

要請に即した適正技術の研修

技術面では合格レベルに達しているものの、要請内容に照らして補完研修が必要と認定した人および

図表3-10 青年海外協力隊派遣から帰国までの流れ





ヴァヌアツでピアノを弾く生徒たちのためにリズムをとる協力隊員

任期延長にともなう一時帰国隊員のなかで、補完的な技術研修が必要と認められた人を対象とします。

実践的技術の研修

技術の基礎知識は合格水準に到達しているものの、実践的技術が不足している人を対象とします。

隊員活動のバックアップ

■ 技術指導委員(技術顧問) 制度

協力隊事業の協力効果を高めるために、隊員に対する技術的支援や、開発途上国からの要請内容の吟味、募集・選考時の応募者の専門技術能力評価が適切に行えるよう、各分野の有識者で構成される技術指導委員制度を設けています。

■ 隊員の健康管理

健康管理センターでは、総括顧問医をはじめ、感染症内科医、心療内科医、婦人科医など、数名の顧問医によって、次のような隊員の健康管理支援を一元的に実施しています。

派遣前訓練中から帰国後の健康診断の判定、健康診断、予防接種

派遣中の隊員の傷病についての助言や指導

派遣中の隊員が重病に陥った場合の対応についての事務所への助言・指導など

また、必要に応じて現地顧問医を委嘱したり、健康管理員などを配置して、隊員に対する健康管理の相談、医療機関の紹介、緊急時の対応などを行っています。

■ 災害補償

派遣前訓練の開始から、隊員として現地活動に従

事し帰国するまでの期間に、死亡したり、疾病、負傷が発生した場合に、弔慰金や治療、移送に必要な経費を補償する制度を設けています。

■ 帰国隊員の進路相談

隊員のなかには、勤務先を退職して参加する人や、学校卒業後ただちに参加する人が大勢います。そこで、これらの隊員の帰国後の進路開拓を支援するため、協力隊事務局やJICA国内機関などに進路相談カウンセラーを置いて、相談に応じるとともに、求人情報の確保、開拓、発信を行っています。

2000年度に帰国した隊員の、2001年度末までの進路状況は、帰国者1131人に対し、復職206人、就職(自営を含む)512人、進学などが105人、アルバイト、結婚、その他が214人となっており、1037人の進路が決定しました。

推進のための関連業務

上記のような隊員の派遣に係る業務のほか、この事業の推進をはかるためさまざまな業務を行っています。

■ 理解を深め、情報を交換する

事業の紹介を通じて、より多くの市民に事業への理解を深めてもらい、参加希望者を増やし、関係者との情報交換の場をつくるため、次のような業務を行っています。

事業概要など啓発資料の作成

月刊誌『クロスロード』の発行

『JOCV NEWS』の月2回発行

各種マスコミへの情報提供、取材協力

ジュニア協力隊の派遣

開発途上国の現状や国際協力の現場に実際に触れることで、青少年の国際協力活動への理解と関心がいつそう高まるように、主に高校生を対象として、夏休みなどを利用して派遣する制度です。1998年

度に開始し、2001年度には香川県からマレーシアへ、計60人の高校生を派遣しました。

バックアップ・プログラム派遣

派遣中の協力隊員の活動を支援するために、一般参加のボランティアを1カ月間程度派遣する制度です。たとえば、教職隊員が特別の講習会や授業を行う場合に、それを支援するために現職の教員を派遣したり、また、隊員が何らかの調査をする場合に、その調査を支援するボランティアを派遣したりするものです。

2001年度は、お産の講習を行うパラグアイの助産師隊員を指導するため、技術協力専門家経験のある助産師ほか1人を派遣しました。

■ 現職参加体制の促進

勤務先から休職などの身分措置が得られないために、協力隊への参加を断念したり、あるいは退職し

て参加する例が少なくありません。このため、JICAでは、現職のまま隊員として参加できるように、経済団体や労働団体、民間企業に対し積極的に働きかけを行っています。

一方、休職などにより、現職のまま隊員を派遣する措置をとっている企業や団体に対しては、派遣期間中の人件費および諸経費の一部を補てんする制度を設け、企業の負担の軽減をはかっています。

また、協力隊への参加を希望する公立学校の教員が、協力隊員の選考試験に合格したにもかかわらず、勤務する学校や教育委員会などから現職参加の承認を得られず、参加を断念する事例が出ていました。こうした教員が現職のまま参加できるようにするため、2001年度に、新たに現職教員特別参加制度を設けました。

この制度には、教育分野の増加する要請に対応でき、かつ、適格な人材を確保できるよう、現職教員

Front Line 新任教員のための初任者研修

駒ヶ根

駒ヶ根研修所ならではの、ユニークな研修

青年海外協力隊

◆ 駒ヶ根が第二の故郷に

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所では、隊員の派遣前訓練を年3回行っています。1回の訓練期間は約80日間ですが、この間に3回、訓練生たちは、1日かけて地元駒ヶ根市内の福祉施設や保育園、農家やひとり暮らしの老人宅などに出かけ、交流とお手伝いをする「所外活動」を開所以来続けています。厳しい訓練のなかで、地元の人々と心のふれあいができる、貴重な時間となっています。なかには、これがきっかけとなって、派遣後も手紙や電子メールでの交流を続ける隊員もあり、帰国後に再び駒ヶ根の地を訪れて、お世話になった人々と旧交をあたためています。

所外活動を通じて感じる地元の人たちからのあたたかい声援は、隊員たちの心の支えとなり、また駒ヶ根を忘れない思い出の地とし、第二の故郷にしています。

◆ 新卒教員に向けた国際交流プログラム

JICAの国内機関のなかで、駒ヶ根訓練所だけが実施している活動がひとつあります。それは、1995年から毎年行っている、「初任者研修」という活動です。これは、駒ヶ根市近隣の市町村（2市4町4村）に新規採用で配属された教員を対象としたもので、初年度に行う新任研修の一部に、訓練所での研修が組み込まれているものです。

この研修では、地方においても急速に進む国際化のなかで、日本が行っている国際貢献としての国際協力や異文化社会を理解し、考えるきっかけをつくることを目的としています。内容には、日本の国際協力や協力隊事業の説明、訓練中の候補生との交流、現職参加で隊員となり、帰国後に職場復帰して活躍中の教員の体験談や中学校教師海外研修参加者の報告、訓練で行われている外国語の体験学習、そして開発



初任者研修の農業実技

教育や異文化理解ゲームといった盛りだくさんのプログラムが用意されており、これを1日かけて行うものです。

参加者からは、「初めて知ることがたくさんあった」「久しぶりに教えられる側になり、新鮮で有意義な1日となった」「協力隊員として自分も何か貢献したい」といった声が毎聞かれます。このように、訓練所ならではの特色を生かしたユニークな交流事業を、市民の皆さんの協力を得ながら、展開していきたいと考えています。

（駒ヶ根青年海外協力隊訓練所）

の参加を促進するような仕組みを取り入れています。

応募を希望する教員は、都道府県・政令指定都市の教育委員会から、文部科学省を通じて協力隊事務局に推薦されます。JICAは、これらの教員の一次選考を免除します。また、地方自治体側は、合格者が、毎年4月から派遣前訓練を開始し、7月から翌々年の3月まで派遣され、4月から復職できるように、人事に配慮します。

初年度（2001年度）この制度により合格し、派遣される予定の教員は63人です。2002年度の募集では100人程度の合格者を見込んでいます。

■ 関係諸団体との協力

社団法人「協力隊を育てる会」

この会は、1976年に民間の有志により、協力隊事業の支援を目的に発足し、広報啓発活動、帰国隊員の進路支援、開発教育推進などの活動を行っています。また、地方の支援組織の拡充にも力を入れており、これまでに32道府県、2市で計34の地方支援組織が結成されています。

JICAは、同会と連携をはかるほか、各地の青少年団体、全国高等学校国際教育研究協議会など、諸団体の開催する行事や研修に、資料の提供や講師の派遣を行っています。

社団法人「青年海外協力協会」

1983年に協力隊帰国隊員の諸活動を支援、推進するために発足しました。帰国隊員を通じて、協力隊事業に人的支援を行うほか、隊員の募集・選考のための各種行事の際に帰国隊員の参加協力を得るなど、協力隊参加経験を生かした支援事業を展開しています。

協力隊OB・OG組織との連携

日本全国には、出身県別、職種別、派遣国別に帰国隊員による協力隊OB・OG会が組織されており、地方自治体が実施する国際理解教育や国際交流事業への協力を行っています。JICAは、協力隊事業の啓発や隊員の募集に際して、こうした各都道府県

OB会などの帰国隊員組織の協力を得ています。

都道府県との協力

協力隊事業の推進には、地方自治体の協力が大変重要です。各都道府県の協力隊担当部署の責任者や担当者との定期的な会合や、担当者による隊員活動の現地視察などを通して、協力隊事業へのいっそうの理解を促進し、協力関係を強固なものにしています。

また、都道府県が外務省の海外技術協力推進団体補助金（地方自治体補助金）を活用し、あるいは、独自の財源により実施している海外技術研修員受入事業に対し、協力隊事務局は、隊員のカウンターパートを推薦しています。この協力により、2001年度には27カ国60人が、24の地方自治体でそれぞれ約10カ月間の技術研修を修了しています。

そのほかの団体との協力

経済団体や労働団体などとも、現職参加への理解、企業・団体のボランティアへのかかわり方などについて意見を交換し、多大な協力を得ています。

■ その他のボランティア事業

現在、協力隊事務局では、協力隊事業のほかに、「日系社会青年ボランティア」「日系社会シニア・ボランティア」および「シニア海外ボランティア」の派遣も行っています。

「日系社会青年ボランティア」と「日系社会シニア・ボランティア」は、中南米地域の日系人社会を対象にした制度で、日系人がそれぞれの国の国造りに大きな力となっていることを踏まえ、同社会のいっそうの発展を支援するために、日本からボランティアを派遣しています。

「日系社会青年ボランティア」の前身は、南米への移住を希望する日本青年を支援するため、1985年度に開始された「海外開発青年事業」です。時代の変遷と現地日系社会のニーズを踏まえ、事業内容や名称が変更され、1996年にボランティア事業として協力隊事務局に移管されました。教育文化部門

を中心に、2002年4月末時点で7カ国に116人を派遣中で、事業開始以来の累計は714人になります。

「シニア海外ボランティア」と「日系社会シニア・ボランティア」の2事業は、ともに1990年度に開始され、1996年度から担当が協力隊事務局に移管されました。2002年4月末時点で、前者は40カ国に598人、後者は7カ国に41人を派遣中で、事業開始以来の派遣人数累計は、それぞれ1014人と206人になります。

事業の拡充に向けて

長引く経済不況下で、ODA予算に対する厳しい環境が続くなか、協力隊事業は、「顔の見える援助」の草分けとして国民の期待と評価が高まっており、2001年度の協力隊事業費予算は、対前年度比8.9%

増の234億円となりました。

こうした評価と期待にいつそう応えていくために、シニア海外ボランティアの拡充も含め、事業の量的、質的向上に向けた取り組みを行っています。また、以前からの課題である帰国隊員対策については、継続して重要課題と位置づけ、積極的に取り組んでいます。

協力隊事務局では、国内外からのニーズに的確に応えるために、引き続き次の業務に力を入れて取り組んでいます。

- 新規派遣隊員数の確保
- 募集・選考業務の改善
- 派遣前訓練の改善
- 隊員等活動支援の充実
- 帰国隊員の進路開拓支援などの強化

Front Line ポリオ対策・ギニア虫症対策

ニジェール 感染症患者が大幅に減少

無償資金協力、青年海外協力隊ほか

◆感染症がいまだに蔓延

西アフリカに位置するニジェールは、世界で最も貧しい国のひとつに数えられています。貧困の要因はさまざまですが、感染症がいまだに蔓延していることも、大きな原因のひとつです。このためJICAは、無償資金協力、機材供与、青年海外協力隊員の派遣などを通して、ポリオなど感染症の撲滅に積極的に協力しています。

◆政府からも高い評価を受ける

ポリオ撲滅には、ワクチンの全国一斉投与が有効と考えられています。このため、ワクチンと、ワクチンを低温のまま各村落まで輸送するコールドチェーン機材を供与しています。また、全国一斉投与といっても、広大な砂漠地帯に点在している住民や、常に移動し、時には国境を越えて生活している遊牧民に、くまなくワクチンを投与す

ることは容易ではありません。場所によっては、子どもへの投与を拒否する親もいます。一斉投与はくまなく実施しなければ、効果が発揮されません。

こうした状況を打開するため、協力隊員もさまざまな活動を試みています。たとえば、各地域の保健衛生員に対してポリオ研修を行い、彼らによるポリオ監視活動を展開してきました。この活動は、ニジェール政府からも高く評価され、協力隊員が派遣されている地域だけでなく、全国に展開されることになりました。また、全国一斉投与における遊牧民への投与効率を高めるために、彼らの意識・活動形態調査を実施しています。

◆感染症撲滅に向けて

旧首都のザンデルやブルキナ・ファソと国境を接する地域では、ギニア虫症がいまだに見られます。ギニア虫の幼虫は、村落の沼や池にミジンコを宿主として生息しており、この水を飲



紙芝居を用いて地元民にポリオの啓発活動を行う

んだ人に寄生します。安全な飲料水の供給は、この感染症撲滅への有効な手段です。

JICAは、1997～98年に、ザンデル県を対象とする無償資金協力を実施し、150本を越える井戸の建設・整備を行いました。一方、協力隊員は、夜のスライド上映会や、感染の流行時期に集中的に村落を巡回し、感染防止の啓発活動を行っています。こうした活動の成果もあって、この地区の患者数は、1997年の1167人から2001年の148人へと大幅に減少しています。

(JICA/JOCVニジェール駐在員)

7 培ってきた技術や知識を生かす

—シニア海外ボランティア—



ホンデュラスで「木工土産品」の開発に向けて指導するシニア海外ボランティア

高まる中高年層のニーズ

■事業発足の背景

「これまでに培った技術、経験を開発途上国で生かしたい」。こうした開発途上国での技術協力活動に関心を持つ中高年層の人々を対象として、1990年度に始まったのが、シニア海外ボランティア事業の前身となる「シニア協力専門家派遣事業」です。幅広い技術や豊かな職業経験を持つ、40歳から69歳までの人材を募り、開発途上国からの要請に応じて派遣するものです。スタートした1991年には、マレーシア、パラグアイ、サモアの3カ国に、計11人を派遣しました。

この事業は、その後、日本国内でのボランティアに対する関心が高まったことから、ボランティア支援事業としての位置づけを明確にするため、1996年に名称を「シニア海外ボランティア」と変更し、派遣国と派遣人数を着実に増やして現在に至っています。

当時、阪神・淡路大震災の発生や、タンカーの座礁による原油流出事故などが起こり、そのたびに救援ボランティアの活躍が大きく取りあげられたことも手伝い、ボランティア活動に対する関心と理解が高まりました。こうした社会状況の結実として、1998年には「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定されました。また、ボランティア休暇を制度化する企業も増えています。

さらに、1991年以降、日本のODA供与額が世界第1位となり、開発途上国援助への関心が高まるなかで、国民参加型の「顔の見える」協力を行うこと

が重要であるとの世論も強くなっていました。こうした社会の動きのなかで、シニア海外ボランティア事業は生まれ、育ってきたといえます。

また、日本を含めた先進各国の経済力が高まり、開発途上国との格差が広がるにつれて、開発途上国が必要とする技術や知識と、かつて日本の高度成長期を支えた技術と経験が一致するという状況も生まれてきました。その結果、開発途上国からは、より豊かな職業経験、社会経験を持つ人材を求める要請が増えてきました。シニア海外ボランティアの重要性は、こうした開発途上国のニーズに的確に応えることのできる事業という意味でも、ますます高まっています。

■参加型の協力

JICAは、シニア海外ボランティア事業の拡大をはかっています。1999年度には87人であった派遣人数は、2000年度には323人と約4倍になり、2001年度には352人に至りました。派遣対象国も51カ国まで拡大し、今後さらに増加していくことが見込まれています。

また、シニア海外ボランティアの活動は、相手国の市民生活に近い場所で行われ、配属先も中央政府よりも病院、学校、企業団体、NGOなどが多く、活動形態から見ても、市民の参加を得た参加型の協力ということができます。

募集から派遣まで

■派遣実績

2002年4月末時点で、40カ国で598人のシニア海外ボランティアが活動中です。また、事業発足からの累計は1014人にのびります。

■募集・選考

事業の急成長にともない、事業の制度についても見直しを行っています。まず、ボランティアの募集システムを、これまでの事前登録制から、一般公募制に変更しました。春と秋の年2回、全国各地で募集説明会を開催して、応募者を募ります。2001年度の春募集では、全国85カ所で説明会を開催し、参加者3380人、応募者865人、秋募集では全国92カ所で参加者が2683人、応募者は768人にのびりました。

選考は第1次と第2次からなり、第1次選考では、書類と健康診断結果の審査が行われます。また、第2次選考では、個人面接と語学試験に加え、健康診断結果の詳細な審査が行われます。

■派遣前研修

合格者は、派遣前に約30日の研修を受講します。前半10日間は、日本のODAについての基礎知識やJICA事業について、また、シニア海外ボランティア事業の諸制度に加え、健康管理、安全対策、渡航準備などについてのオリエンテーションにあてられます。後半20日間は語学研修です。英語、スペイン語をはじめとして、インドネシア語、タイ語などの現地語についても研修が行われます。いずれも、同伴家族の参加が認められており、毎回、約2割の方が家族同伴で参加しています。

■健康管理

シニア海外ボランティアは、環境や生活条件が日本とは大きく異なる地で活動するため、健康管理に

ついては十分配慮しています。

JICA健康管理センターに顧問医を置き、派遣前のオリエンテーションに開発途上国の医療事情や健康管理を内容とする講座を設けているほか、派遣中も随時健康相談や治療の助言を行い、適宜健康診断を実施しています。

人的資源の有効な活用

■効果を高めるための制度

多様化する開発途上国からのニーズと、国内にある人的資源を有効に結びつけるために、JICAでは新たな取り組みを行っています。

たとえば、2000年度から、一定の基準に達している応募者を有資格者として登録し、開発途上国にオファーする「有資格者制度」や、日本での登録機関から、複数名のボランティアを同一配属先に派遣して協力効果を高めるという「グループ派遣制度」を新たに導入しました。

さらに、2001年度からは、地方自治体の国際協力促進と海外の都市との友好親善を目的とした「友好・姉妹都市シニア・ボランティア制度」を発足させ、国内の人材活用をよりいっそう強化しました。

巡回型のボランティア活動

■市民参加の意義

シニア海外ボランティアは、まさにJICAのキャッチフレーズ「国造り・人造り・心のふれあい」を体現する事業といえます。なぜなら、開発途上国の人材育成に直接貢献することでその国の発展に寄与し、さらに、日常のつき合いを通じて国際交流も行うからです。

しかも、それを行うのが一般から参加した市民であることに、大きな意義があります。多くの参加者が、慣れない海外での生活をこなしながらボランティア活動を行うわけですから、必ずしも満足できる

結果になるとは限りません。しかし、シニア海外ボランティアをはじめとして、JICAが行うボランティア事業は、結果だけではなく、多くの市民が自発的に参加するということにも意義があると思われます。

■ ボランティアの副産物

任期を終えて帰国したボランティアが、その経験を周りの人たちに還元し、次なるボランティア参加者につながっていく。そして、活動した国の友人や、その国となんらかの友好関係を持ち続けてい

く。そういった巡回型の発展こそが、ボランティア事業の期待する副産物でもあるのです。

「ボーダーレス社会」といわれて久しくなりますが、特に市民レベルでの国際交流・活動を支援する意味からも、シニア海外ボランティア事業の必要性、存在はますます大きなものとなっていくでしょう。

Front Line 身体障害者の新しい職業分野

ドミニカ共和国

バナナの国のバナナ紙作り

シニア海外ボランティア

◆身体障害者の職業訓練の強化

リハビリテーション協会は、身体障害者の治療やリハビリと職業訓練を行う分野において、ドミニカ共和国では最大のNGOです。これまで14人の青年海外協力隊員が協会へ派遣されてきましたが、2001年11月に初めてシニア海外ボランティアが派遣され、職業訓練での協力を始めています。

協会が所有する職業訓練所では、木工、菓子製造、縫製などの技術訓練を行っており、現在80人の生徒がいます。しかし近年、訓練を受けることができない身体障害者が多数出ているため、新しい職業分野の開拓が求められています。そこで、シニア海外ボランティアが取り組んでいるのが「バナナ紙」です。

◆製造技術のリレー

ドミニカ共和国はカリブ地域で最大のバナナ輸出国で、有機バナナではヨーロッパ向け輸出で世界1位です。当然、生産にともなうバナナ残渣の量も莫大になります。コスタ・リカや隣国ハイティでは、この残渣を利用したバナナ紙を作っていますが、なぜかこの国では、まだだれも始めていません

した。

それに注目したのが、シニア海外ボランティアです。派遣前に、テレビで偶然「ハイティでのバナナ紙作り」の番組を見て、これは身体障害者への職業訓練に活用できるかもしれないと思い、着任後、早速ハイティで指導していたJICA専門家から情報をもらうなどして、自宅の台所で試作を始めました。

3カ月ほどすると、さまざまなタイプのバナナ紙の製造に成功し、この国に新しい種類の紙が誕生したのです。日本の和紙職人がハイティに技術移転したバナナ紙作りが、シニア海外ボランティアの活動を通じて、隣国のドミニカ共和国にバトンタッチされました。

◆ふくらむ夢とアイデア

このバナナ紙作りに身体障害者を参加させたと、その反応に十分な手ごたえが感じられました。また、周りのスタッフも関心を持ち、一緒になっ



バナナによる紙作り

てこれからの具体的な計画作りが始まりました。

バナナは豊富にあり、材料はほとんど無料です。しかも、自然にあるものだけを使うので環境にも優しく、バナナ紙の夢は広がります。リハビリテーションをしながら身体障害者が作った紙や布。バナナ紙の包装紙にバナナケーキを包んで売ったらどうだろう。観光国をめざしているこの国で、バナナ紙特製のお土産を作ってみたらどうだろう。これらのアイデアが実現したら、身体障害者の収入源になって、社会参加の可能性が増えるかもしれない。夢は尽きません。

(ドミニカ共和国事務所)

民間の開発事業を支援する

開発協力



ミャンマー菊苗生産試験事業実習

開発協力事業とは

開発協力事業は、わが国の民間企業が開発途上国などで事業を行う場合に、JICAがその事業の一部について資金的支援と技術的支援を行い、これらの支援を通じて、その国の経済・社会の発展に寄与しようとするものです。

この事業では、社会の開発、農林業または鉱工業の開発に貢献する事業について、公共性、技術的・経済的リスク、試験性、収益性を勘案し、実施に必要な資金を融資するとともに、技術指導や各種調査を通して、円滑に事業が運ぶように取り計らっています。

事業の種類

投融資業務

投融資業務は、

開発途上国で自ら開発事業を行う本邦(法)人

開発事業を行う現地法人に出資する本邦(法)人を対象に、次の事業に対して長期、低利の条件による融資を行うものです。

1. 関連施設整備事業

国際協力銀行*(JBIC)、石油公団、金属鉱業事業団、農林中央金庫、商工組合中央金庫、JICA(試験的事業)のいずれかより、資金の貸付、債務の保証または出資を受けている開発事業で、以下のような関連施設を整備する際、国際協力銀行から資金の供給を受けることが困難な場合に対応するもの

です。なお、関連施設の整備が、周辺地域の開発や周辺住民の社会、福祉の向上に役立つと判断されることが必要です。具体的には、以下のような場合です。

公共的施設で、住民の生活や福祉の向上に役立つもの。たとえば、学校、病院、公民館、教会、寺院、役場、郵便局、消防施設、運動施設など。

事業に必要な施設で、住民の便益にも供されるもの。たとえば、道路、港湾施設、上下水道、集会所、職業訓練所、電力施設など。

地域の環境を改善することを目的として実施される造林事業(環境保全型造林)。

2. 試験的事業

投融資のもうひとつの対象は、事業が試験的に行われ、技術の改良または開発と一体となって行わなければ、達成がむずかしいと認められ、かつ、国際協力銀行から資金の供給を受けることが困難な事業に対して、資金の貸付もしくは債務の保証または出資を行うものです。

具体的には、作物の栽培、家畜の飼育、造林、未利用樹開発、石灰岩・燐鉱石・石炭などの非金属鉱物の採掘・選鉱・精練、廃棄物の有効利用、低価格住宅の建設などを試験的に行う事業が該当します。

2011年度の融資承諾実績は3件、融資承諾総額は約7億円でした。

■調査・技術指導業務

JICAでは、開発事業が円滑に進み、開発途上国の国民にとっても有益な効果をもたらすように、企業の要請に基づいて各種の技術支援を行っています。

この技術支援は、JICAの大きな特徴のひとつです。

技術支援には、貸付などの前に行われる現地踏査や、資料の収集を中心とした各種の「調査」、貸付などの実行後の「専門家派遣」および「研修員受入」の3種類があります。

1. 調査

開発基礎調査

事業実施企業では対応が不可能な現地事情の把握や資料収集を行い、要請内容の可能性を検討したり、事業の基本構想や実施計画を作成して、実施企業に提供します。

現地実証調査

農林業分野のうち、事業内容が地域開発的なもので関係資料が少なく、事業の本格化まで時間を要するものについては、比較的長期間、調査員を派遣し、事業の可能性を検討します。また、ここで収集した資料などは、本格事業を実施しようとしている企業に、参考情報として提供します。

現在、次の4件を実施中で、成長データの収集、分析と技術マニュアル、経営モデルの作成を進めています。

- a. マレーシア早生郷土樹種現地実証調査
- b. 中国湖北省菜種生産現地実証調査
- c. 中国山西省アルカリ土壌改良現地実証調査
- d. インドネシア炭素固定現地実証調査

その他の調査

そのほか、次のような調査があります。

・投融資審査等調査

事業実施状況を把握し、事業の実施前後の問題に対する対処方針を検討します。

・地域開発効果等評価調査

事業が一定期間経過後、その事業が周辺地域の

開発、発展にどの程度寄与しているかを評価します。

・環境保全関連開発投融資促進調査

開発にともなう環境保全問題への企業の取り組みを対象として、海外での投融資制度説明会、個別の相談を通して、環境関連の投融資対象事業の優良案件を発掘・形成することを目的に調査しています。

・日伯セラード農業開発協力事業合同評価調査

日伯セラード農業開発協力事業は、日・ブラジル双方にとって、20年以上にわたる最長・最大の農業協力事業です。その成果を中心に、2001年度に日伯合同での評価調査を実施し、総合報告書にまとめました。

2. 技術指導

専門家派遣

現地で事業を行っている企業だけでは、事業の進行中に生じるさまざまな技術的問題に対応できない場合に、JICAは企業の要請に基づき、その分野に精通した専門家を派遣します。これにより適切な技術指導が施され、開発事業の円滑化につながります。

研修員受入

現地スタッフの技術水準の向上、ひいては開発事業の適正な実施のために、JICAは企業の申請に基づき現地スタッフを研修員として受け入れ、日本で技術研修を実施しています。

2001年度の調査・技術指導の実績

2001年度は、24件の調査団、45人の専門家（新規・継続）を派遣し、27人の研修員を受け入れました。

新たな決定事項

2001年12月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、JICAの投融資業務は廃止すること、および新たな融資承諾は2002年度までに限って行うことが決定されました。

被災地の復旧に向けて

災害緊急援助



INSARAG (国際捜索援助諮問グループ) 訓練 (シンガポール)

緊急援助体制の整備

要請により活動

JICAの緊急援助活動は、開発途上地域などにおいて大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に応じて、国際緊急援助隊 (Japan Disaster Relief Team: JDR) の派遣や緊急援助物資を供与するものです。

災害に対する緊急援助の活動は、1970年代後半、カンボディア難民を救済するための医療チームを派遣したことに始まります。その後、1985年のメキシコ大地震では、応急復旧活動の分野でも専門家チームを派遣しました。

1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(以下「JDR法」) が公布・施行され、救助チームの派遣を加えたわが国の総合的な緊急援助体制が確立されました。

さらに、1992年6月、JDR法が一部改正され、大規模な援助が必要となった場合や、被災地で自給自

足的な援助活動が求められた場合には、外務大臣と防衛庁長官との協議を経たうえで、自衛隊を派遣することができるようになりました。

国際緊急援助活動

国際緊急援助活動は、被災国政府または国際機関からの要請に基づいて、救助チーム、医療チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の派遣や、緊急物資の供与を実施します。

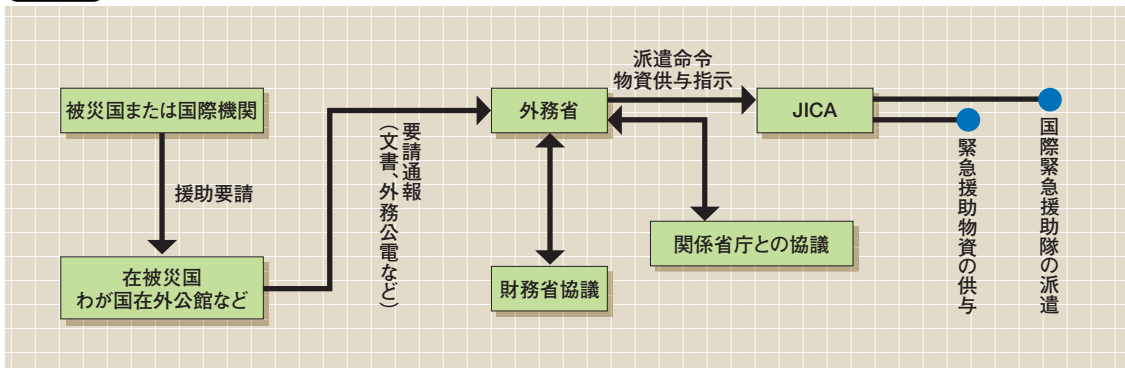
1. 救助チーム

救助チームは、行方不明者の搜索、被災者の救出や応急措置、安全な場所への移送を主な任務としています。警察庁、海上保安庁、消防庁の救助隊員で編成され、被災国からの要請後、24時間以内に日本を出発することを目標としています。

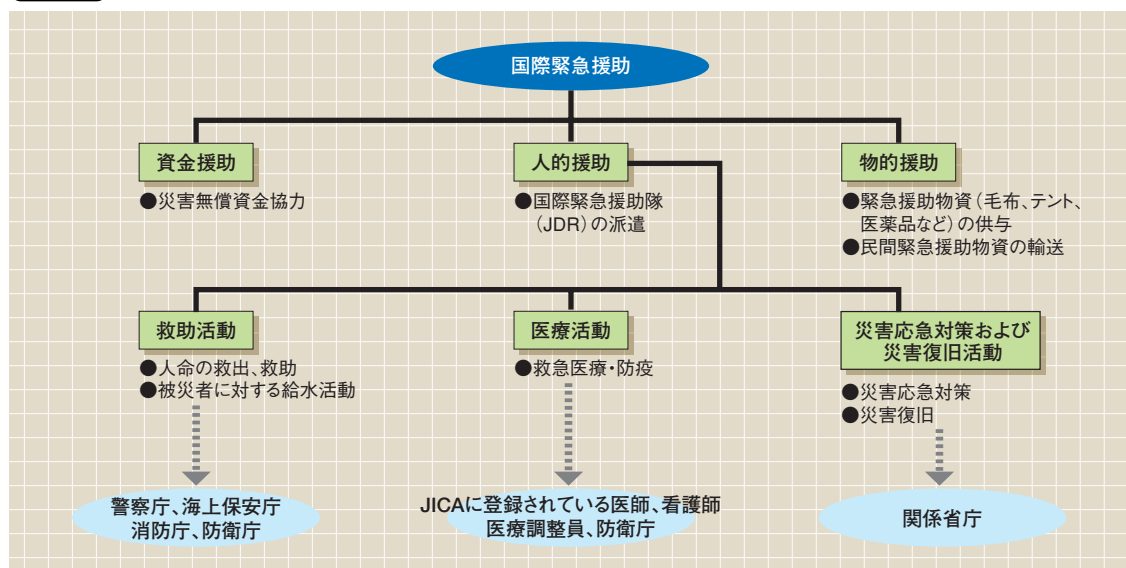
2. 医療チーム

医療チームは、被災者の診療または診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のた

図表3-11 災害緊急援助決定の仕組み (資金援助を除く)



図表3-12 日本の国際緊急援助体制



めの活動を行います。このチームは、JICAの国際緊急援助隊事務局にあらかじめ登録された医師、看護師、医療調整員などから編成されます。

医療チームは、JDR法が公布される前から活動していた「国際救急医療チーム (JMTDR)」を前身として引き継いでいます。2002年4月時点の登録者数は、医師197人、看護師260人、薬剤師21人、医療調整員29人、業務調整員99人で、合計606人となっています。

3. 専門家チーム

専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導や助言を行います。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁から推薦された技術者や研究者などで構成されます。

4. 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるときに自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動（救助活動、医療活動、災害応急対策、災害復旧）や、船舶・航空機を用いた輸送活動、ヘリコプターによる空輸活動、浄水装置を用いた給水活動を対象業務としています。

5. 物資供与

被災者の救援や復旧活動を支援するため、被災地に毛布、テント、浄水器、発電機、医薬品などの援助物資を供与しています。

これらの物資を迅速、確実、かつ、大量に供与するためには、事前に調達・備蓄し、適切に管理する必要があります。このため、備蓄倉庫を国内に1カ所（千葉県成田市）、海外に4カ所（シンガポール、メキシコ、英国および米国）の計5カ所に設置しています。

また、被災国の援助要請により日本政府が緊急援助物資を供与しても、さらに追加の援助物資が要請されるような大規模な災害が起こることがあります。こうした場合に、JICAは、マスコミなどを通じて地方自治体、民間団体、個人から援助物資を募り、これらの物資の国内での集荷、被災国への輸送などの経費を負担します。こうした援助物資は、日本大使館を通じて、原則として被災国政府へ贈与します。

改善に向けた取り組み

■ 研修・訓練と体制整備

海外での救援活動は、日本とは習慣、言語、通信事情など、さまざまな状況が異なる不慣れな環境のなかで行うこととなります。こうしたなかで救援活動が効率的、効果的に遂行できるよう、救助チームや医療チームの関係者を対象として、チームワークの向上や、種々の災害を想定した研修・訓練を実施しています。

緊急援助活動の迅速、適切な実施に向けた改善に取り組むため、医療チーム関係者の協力を得てタスクフォースを設置し、研修内容の改善・拡充、携行機材の選定と効率効果的な調達・管理、診療方針、JDR活動の評価や広報をテーマとした定期的な

検討会を開催しています。

■ 国際機関やNGOとの連携強化

大きな災害援助の現場では、一般に各国の援助関係機関や複数の国際機関が支援活動を展開します。このため、UNOCHA（国連人道問題調整官事務所）が中心となり、災害援助活動を調整する仕組み作りを進めています。JICAもそのような動きに合わせ、災害現場での迅速な活動の実施に資するために、各関係機関と積極的に連携を進めています。

また、被災地にJDRが到着する以前に、すでに日本のNGOが現地で救済活動を展開しているケースも多く、NGOからの情報の入手はたいへん有用であり、適宜連携をはかり、JDRの活動を迅速かつ効果的に展開できるよう努めています。

Front Line アフガニスタン地震災害調査団

アフガニスタン

NGOとの連携によって難路を突破

災害緊急援助

◆大地震が発生

2002年3月25日、アフガニスタン北部でマグニチュード5.9の地震が発生しました。アフガニスタン暫定政権はただちに国際社会に対して緊急援助を要請し、これを受けて日本政府は27日、アフガニスタン暫定政権に対し40万ドル（約5000万円）の緊急無償資金協力を、28日に外務省およびJICAで構成するニーズ調査チームの派遣、さらに29日には緊急援助物資としてスリーピングマット1000枚、ビニールシート300巻の供与を決定しました。

調査チームは29日にカブール入りし、暫定政権や国連、NGOから聞き取り調査を行うとともに、より詳しく被災民の声を聞くために被災地ナハリン入りの方法を検討しました。

◆立ちふさがる難路

ナハリンへ行くには、ヒンドウークシュ山脈にある、雪に覆われた3363

mのサラン峠を越え、バグラからは未舗装路を進まなければなりません。ロシアがアフガン侵攻時に造ったサラン峠のトンネルは、1996年にタリバンにより北部同盟の侵攻を阻止するため破壊され、2002年1月にロシアとフランスの支援により再開通したものの、たびたび車両事故や故障で通行止めになるという状況でした。

トンネル内の路面は凍結し、トンネルに至る道に架かる橋はすべて破壊され、当時はISAF（国際治安維持部隊）の架けた簡易橋を、日替わりの一方通行により使用していました。さらに、バグランからの未舗装路にはまだ多くの地雷が埋設されているとの情報もありました。

調査チームは、この難路に2度挑戦した末、無事に被災地ナハリン入りし、情報収集や援助物資の引き渡し調整を行いました。そして、以前からアフガニスタン国内で活躍している日本の



現地対策本部

NGOのピースウィンズ・ジャパンやJENの協力を得て、首都カブールから無事被災地の災害本部に援助物資を引き渡すことができました。

さまざまな困難に直面しましたが、今回は、NGOと日本政府が連携してそれぞれの特徴を生かし、被災者のためにきめの細かい援助を実施することができました。

（国際緊急援助隊調整員）

10 海外移住者とのきずなを深める

— 移住者・日系人支援 —



日系人本邦就労者に対する帰国前研修（パソコン）

戦後の移住者と日系人

■ 中核をなす2～4世

戦後、JICAなどの支援を受けて海外へ移住した人は約7万3000人、現在、海外諸国に在住する移住者、日系人は、約250万人以上といわれています。

世界各地の日本人移住者、日系人は、たゆまぬ努力により幾多の困難を乗り越え、移住先の国々では、おおむね成熟した日系人社会を築いています。特に戦後の主な移住先国であるブラジルをはじめとする中南米諸国では、農業を中心として産業、経済の発展に大きく貢献し、移住先国の「良き市民」として確固たる地位と評価を得ています。

現在、移住先国の日系人社会では世代交代が進み、2～4世が中核となってきています。次世代の人々もまた、政治、行政、経済、学術、文化などさまざまな分野で活躍し、その国の発展に貢献しており、結果として国際協力の重要な役割を果たしています。

さらに、移住先国では、移住者や日系人を通じて対日理解が深められており、これら日系人社会の存在は、日本と移住先国との友好・協力関係の増進に大きく寄与しています。

移住者への支援

■ 事業の整理と見直し

JICAは、1994年度から、以下のように移住事業の見直しを実施しています。

サービスの整理

移住者の訓練・送付のサービスについては、1994年度より中止しています。

国際協力の重視

これまでJICAの支援で移住した人々の生活の安定にも配慮しながら、国際協力の側面をより重視して、移住者・日系人社会に対する支援と協力を拡充しています。

また、従来移住事業として行っていた日系人関連事業のうち、以下のような研修員受入、専門家派遣、ボランティア派遣などの技術協力の性格の強い事業については、1996年度から技術協力事業の一環として実施しています。

日系研修員受入（旧移住研修員受入）

日系社会専門家派遣（旧移住専門家派遣）

日系社会シニア・ボランティア派遣（旧移住シニア専門家派遣）

日系社会青年ボランティア派遣（旧海外開発青年派遣）

■ 多岐にわたる業務

JICAでは、次の移住事業業務を行っています。

1. 理解を深めるための広報活動

移住者、日系人の活動の紹介を通じて、海外移住と日系人社会に対する国民の理解を深めるため、次の業務を行っています。

『海外移住』誌の隔月発行

日系有識者などの日本招へい

海外日系人大会開催経費の助成

2. 移住者子弟の人材育成

日本語学校生徒研修

日本語学校の優秀な生徒を日本に招き、中学校への体験入学、ホームステイなどを通じて、わが国の文化、社会を体験してもらいます。日本語能力の向上を助ける目的で、1987年度から毎年1カ月間実施しており、2001年度の受入実績は43人でした。

日系人本邦就労者帰国前技術研修

日本で就労している日系人のなかで、向学心に富み、一定基準以上の学力を持つ人に対し、帰国後、居住国の発展に貢献できるよう、帰国前に技術研修を実施しています。1993年度から開始し、2001年度は、品質・生産性向上コースとパーソナルコンピュータ・コースを実施し、12人の研修員を受け入れました。

日系本邦就労者日本語研修

日本に就労目的などで滞在する日系人に、日本での生活に少しでも早く慣れてもらうため、日本語の基礎と日本文化の研修を、年2回、約30日間実施しています。

日系留学生中央研修

主として都道府県の補助でわが国に留学している日系留学生を対象として、(財)海外日系人協会が毎年2回実施している研修事業を助成しています。

3. 海外での移住者支援事業

移住者などへの支援や、居住地の環境整備のため、以下の業務を実施しています。

営農普及

JICAは、移住者の営農技術向上を支援するため、ブラジルからの農業専門家の派遣、先進地農業研修、農業研究グループの育成、農協職員の実務研修などを実施しています。

医療衛生

医療衛生関係については、ボリヴィアおよびパラグアイにある5移住地診療所の運営を助成しています。また、ボリヴィアおよびパラグアイの現地医師

と契約し、移住者の医療援助を行ったほか、医学生、看護学生へ奨学金を支給しています。

教育文化

教育関係では、現地語教育の支援のため、教師謝金などを助成しています。また、日本語教育の支援のため、汎米地域の現地日本語教師を対象とした第三国研修*を実施しています。2001年度は、アルゼンティンのブエノス・アイレスで開催し、37人の日本語教師が参加しました。

このほか、日本語教師への謝金、日本語教材などの購入費を助成しています。

社会福祉・生活基盤整備支援

2001年度は、ブラジルのサンパウロ特別養護老人ホーム建設に対する助成を行ったほか、パラグアイの木橋改修工事に対する助成などを実施しました。

4. 入植地の分譲

JICAは、移住者に対する入植地の分譲などを行っています。2001年度は、パラグアイの入植地で6区画を分譲しました。

5. 事業資金の貸付

移住者の行う事業と、移住者の定着・安定に寄与すると認められる事業団体に対して、事業資金の貸付を行っています。2001年度は、ボリヴィアおよびパラグアイの移住者に対し、約1億6147万円の貸付を行いました。

6. 海外移住に関する調査など

移住者や日系人の支援、指導、日系人社会に対する理解を助ける基礎資料収集のため、毎年各種の調査を実施しています。2001年度は、中南米5カ国の農家経済調査、2002年度に開設予定の横浜国際センター海外移住資料館にて展示するため、移住関係資料収集調査、証言映像等撮影調査などを行いました。

また、日本で就労中の日系人支援の一環として、1993年度から、日系人本邦就労者生活相談業務を実施しています。